

農山漁村における 再生可能エネルギー発電をめぐる情勢



令和6年11月

農林水産省
大臣官房 環境バイオマス政策課



I 現状と課題

- 1 温室効果ガスの排出量・・・1
- 2 国内外の動向・・・2
- 3 国際比較（発電比率）・・・3
- 4 再生可能エネルギーの電源種別の特徴・・・5
- 5 導入効果・・・7
- 6 太陽光発電導入による課題・・・10
- 7 営農型太陽光発電・・・14

II 再生可能エネルギーに関する制度

- 1 農山漁村再生可能エネルギー法・・・18
- 2 SDGs（持続可能な開発目標）・・・30
- 3 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略・・・31
- 4 食料・農業・農村基本計画・・・32
- 5 みどりの食料システム戦略・・・33
- 6 エネルギー基本計画・・・34
- 7 固定価格買取制度（FIT）・・・35
- 8 環境基本計画・・・39

III 再生可能エネルギーの支援措置一覧

- 1 令和6年度再エネ関連予算一覧・・・40
- 2 再エネ関連税制一覧（令和6年度）・・・47
- 3 令和6年度再エネ関連融資一覧・・・48

IV 再生可能エネルギー発電の取組事例

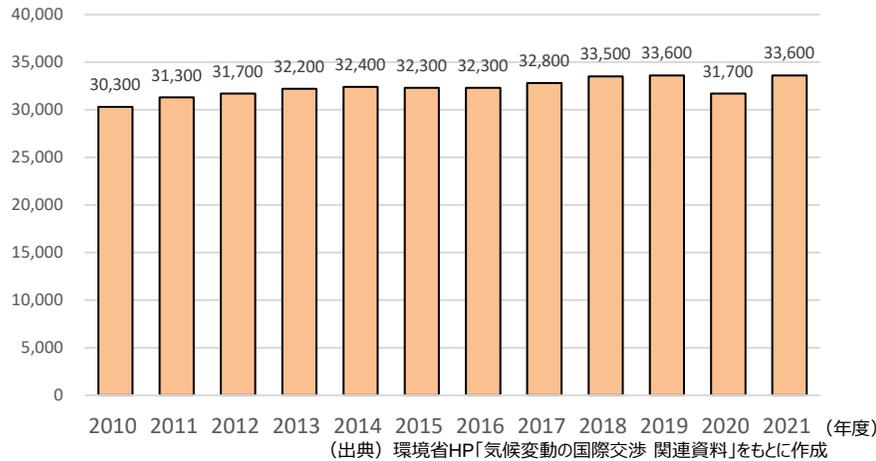
- 1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用事例・・・51
- 2 営農型太陽光発電の事例・・・54
- 3 地産地消の事例・・・55

I - 1 温室効果ガスの排出量の推移

- 再生可能エネルギーとは、「絶えず補充される自然のプロセス由来のエネルギーであり、太陽、風力、バイオマス、地熱、水力、海洋資源から生成されるエネルギー、再生可能起源の水素が含まれる」（国際エネルギー機関）。
- 再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず国内で生産できることから重要な低炭素の国産エネルギー源。
- 令和4（2022）年度の我が国の温室効果ガスの排出量は約11億3,500万トンで、2021年度比で2.5%の減少、2013年度比で19.3%の減少となった。

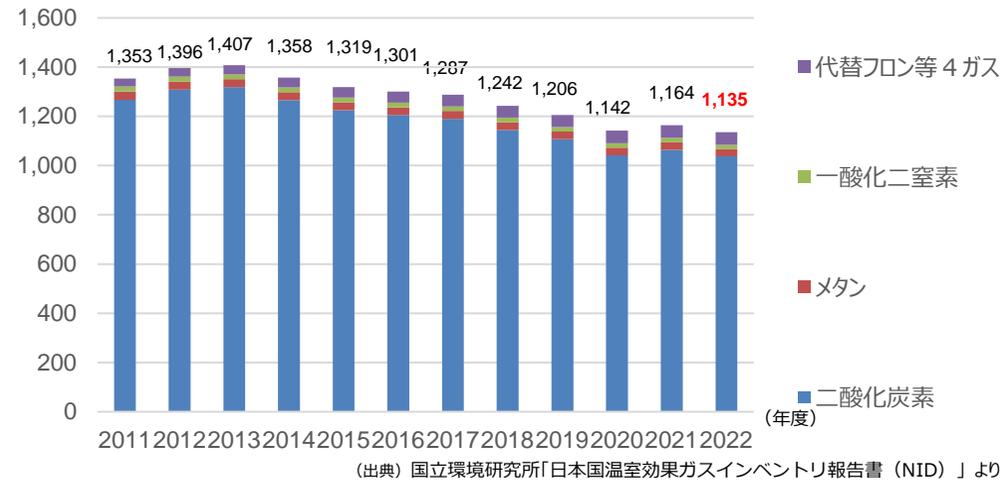
○ 世界の温室効果ガス排出量の推移

（百万トンCO₂換算）



○ 国内の温室効果ガス排出量の推移

（百万トンCO₂換算）



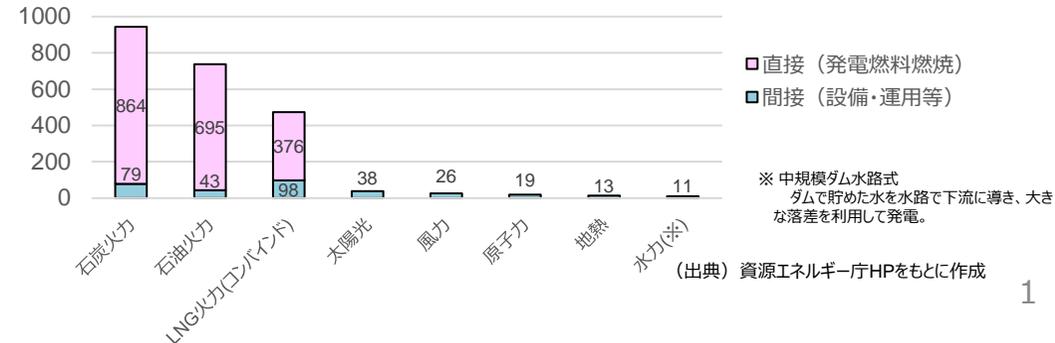
○ 温室効果ガスの種類及び排出源

- ・二酸化炭素…化石燃料（石炭、石油、天然ガス）の燃焼
- ・メタン…農業関連、廃棄物の埋め立て、化石燃料の発掘・燃焼
- ・一酸化二窒素…燃料の燃焼、窒素肥料の生産・使用
- ・フロン類…冷媒、断熱材の発泡剤、半導体の洗浄剤などの生産・使用

※温室効果ガスとは、大気圏にあって地表から放射される赤外線の一部を吸収して、温室効果をもたらす気体のことで、二酸化炭素やメタン等が該当する。地球温暖化の主な原因とされている。

○ 国内の各種電源別のCO₂排出量（2016年度）

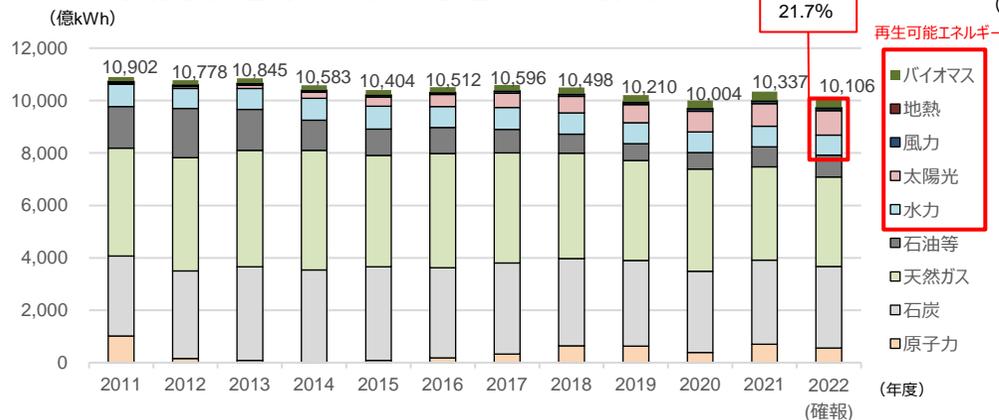
（1kW当たりのCO₂排出量（g））



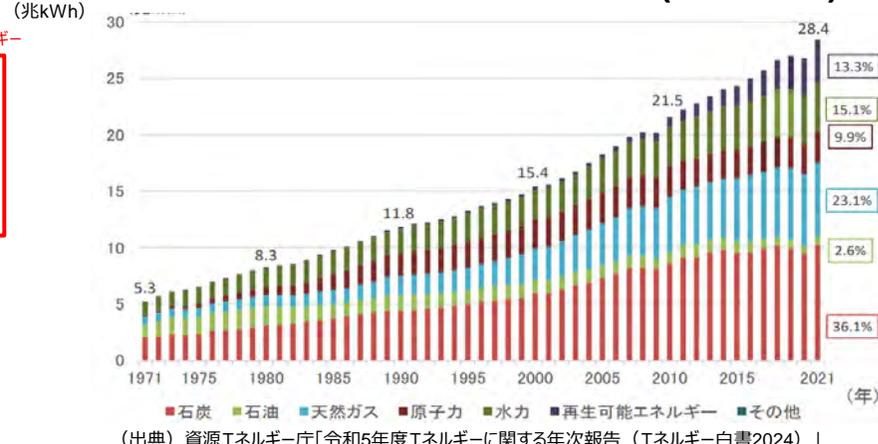
I-2 再生可能エネルギーの国内外の動向

- 我が国の総発電量に占める再生可能エネルギー電気の割合は令和4(2022)年度時点で21.7%(確報値)。
- 平成24(2012)年度から開始した固定価格買取制度(FIT)を背景に、太陽光発電を中心に再生可能エネルギー導入が進んでいる。
- 世界的には、発電量が増加する一方で、風力や太陽光など再生可能エネルギーの割合も高まっている。

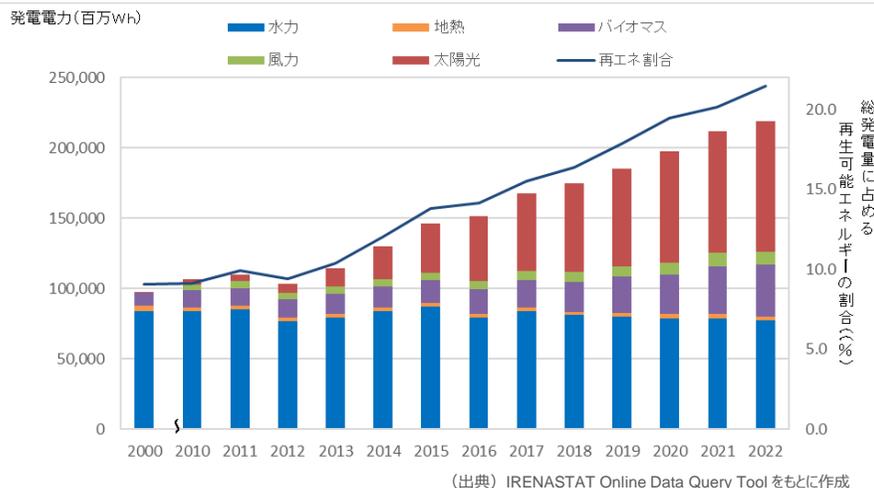
○ 国内の電源構成(発電量)の推移



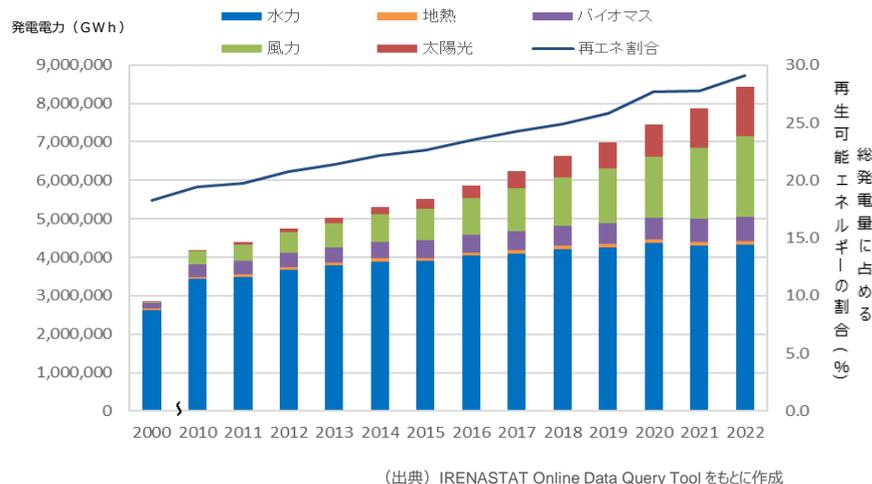
○ 世界の発電電力量の推移(電源別)(2021年度)



○ 日本の再生可能エネルギー発電量の推移(再エネ割合)



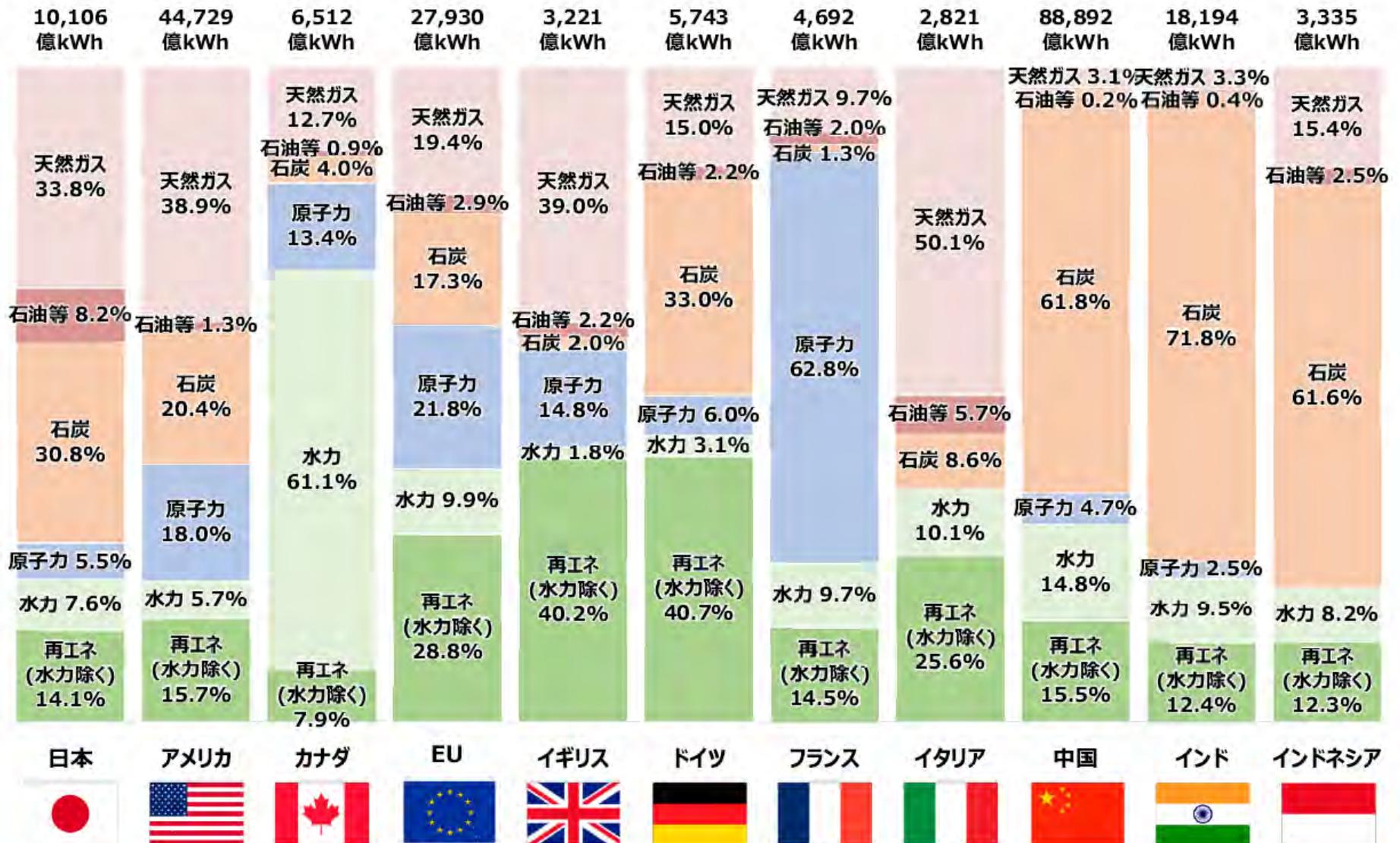
○ 世界の再生可能エネルギー発電量の推移(再エネ割合)



I - 3 再生可能エネルギーの国際比較（電源構成比率）



(2022年度)

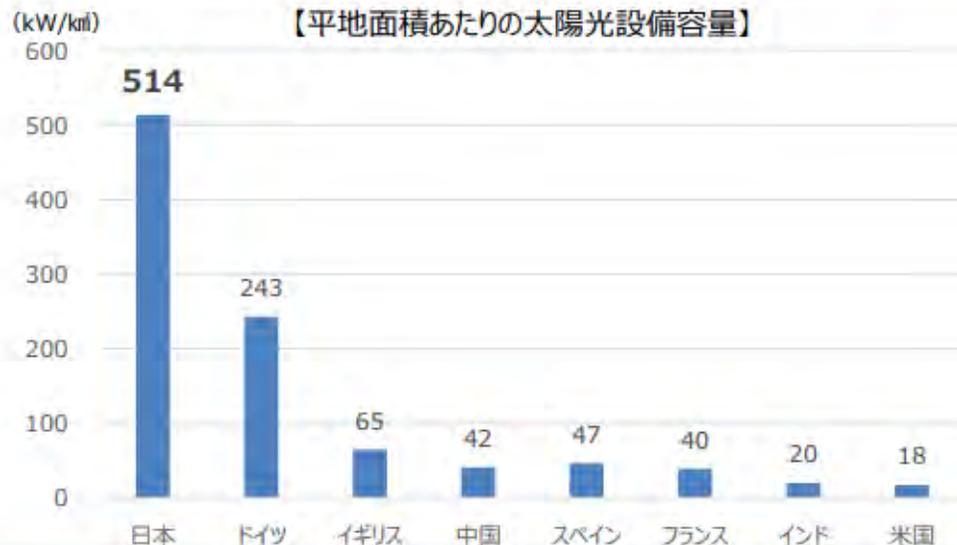
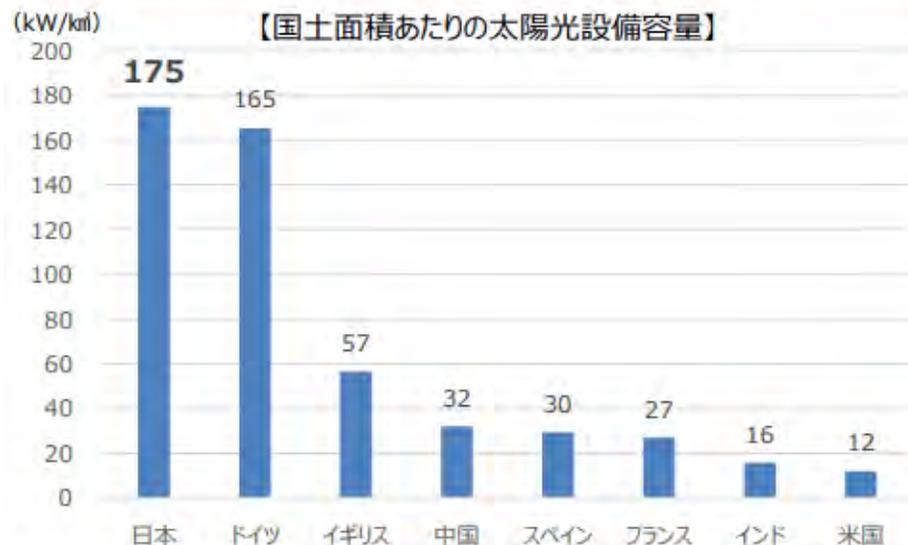


(出典) 資源エネルギー庁「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会（第55回会合）」資料より抜粋

(参考) 面積あたりの各国太陽光設備容量



- 我が国の国土面積あたりの太陽光導入容量は、主要国の中で最大級。平地面積で見るとドイツの2倍。



	日	独	英	中	仏	西	印	米
国土面積	38万km ²	36万km ²	24万km ²	960万km ²	54万km ²	51万km ²	329万km ²	983万km ²
平地面積※ (国土面積に占める割合)	13万km² (34%)	24万km ² (68%)	21万km ² (87%)	740万km ² (77%)	37万km ² (68%)	32万km ² (63%)	257万km ² (78%)	674万km ² (68%)
太陽光の設備容量 (GW)	66	59	14	308	15	15	52	118
太陽光の発電量 (億kWh)	861	500	124	3,392	151	216	719	1,462
発電量 (億kWh)	10,328	5,909	3,080	85,010	5,505	2,709	16,512	43,490
太陽光の総発電量 に占める比率	8.3%	8.5%	4.0%	4.0%	2.7%	8.0%	4.4%	3.4%

(出典) 外務省HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)、Global Forest Resources Assessment 2020 (<http://www.fao.org/3/ca9825en/CA9825EN.pdf>)

IEA Renewables 2022、IEAデータベース、2021年度エネルギー需給実績(確報)、FIT認定量等より作成

※平地面積は、国土面積から、Global Forest Resources Assessment 2020の森林面積を差し引いて計算したものです。

※第62回再生可能エネルギー大量導入・次世代ネットワーク小委員会の資料より抜粋

I - 4 再生可能エネルギーの電源種別の特徴（我が国のケース）



- 再生可能エネルギー電気の発電設備の開発期間や設備利用率は、電源種毎で大きく異なり、ベースロード電源や蓄電池を必要とする変動電源もある。
- 太陽光発電や風力発電は、天候による発電量の変動があり、火力や水力などを伸び縮みさせて調整する局面が増える。発電コスト計算においては、これらの費用の取り扱いにより大きく変わることから注意が必要。

○ 再生可能エネルギー電気の特徴

（出典）内閣官房「コスト等検証委員会」、資源エネルギー庁「発電コスト検証ワーキンググループ」報告書をもとに作成

種類	モデルプラントの出力	開発期間	設備利用率	出力の安定性	コスト分析上の稼働年数	課題の例
太陽光 (事業用)	250kW	1年程度	17.2%	変動 (火力等のベースロード電源又は大規模バッテリー施設が必要)	20年、25年、30年 (メーカーによるパネル保証期間)	<ul style="list-style-type: none"> ・卒FIT後の売電先と系統接続の確保 ・廃棄パネルの処理（方法と費用） ・パネルの更新（方法と費用） ・地域でのトラブル ・パネルの海外依存
太陽光 (住宅用)	5kW	2～3ヶ月程度	13.8%	変動	20年、25年、30年 (メーカーによるパネル保証期間)	
陸上風力	3万kW	4～5年程度	25.4%	変動 (火力等のベースロード電源又は大規模バッテリー施設が必要)	20年もしくは25年 (IECにおける風車の設計耐用年数及び海外の事例)	<ul style="list-style-type: none"> ・適地が限定 ・景観や環境への配慮が必要 ・タービン等の海外依存
洋上風力	35万kW	条件により異なる	30%	変動 (火力等のベースロード電源又は大規模バッテリー施設が必要)	20年もしくは25年 (IECにおける風車の設計耐用年数及び海外の事例)	<ul style="list-style-type: none"> ・タービン等の海外依存
バイオマス (木質専焼)	5,700kW	3～4年程度	87%	安定 (燃料の確保状況に依存)	20年、30年、40年	<ul style="list-style-type: none"> ・安定供給 ・持続可能性 ・定義の議論
地熱	3万kW	9～13年程度	83%	安定	30年、40年、50年	国立公園内等に適地が存在 開発に制約
中水力	5,000kW	条件により異なる	60%	安定 (ベースロード電源)	40年もしくは60年	
小水力	200kW	2～3年程度	60%	安定	30年もしくは40年	

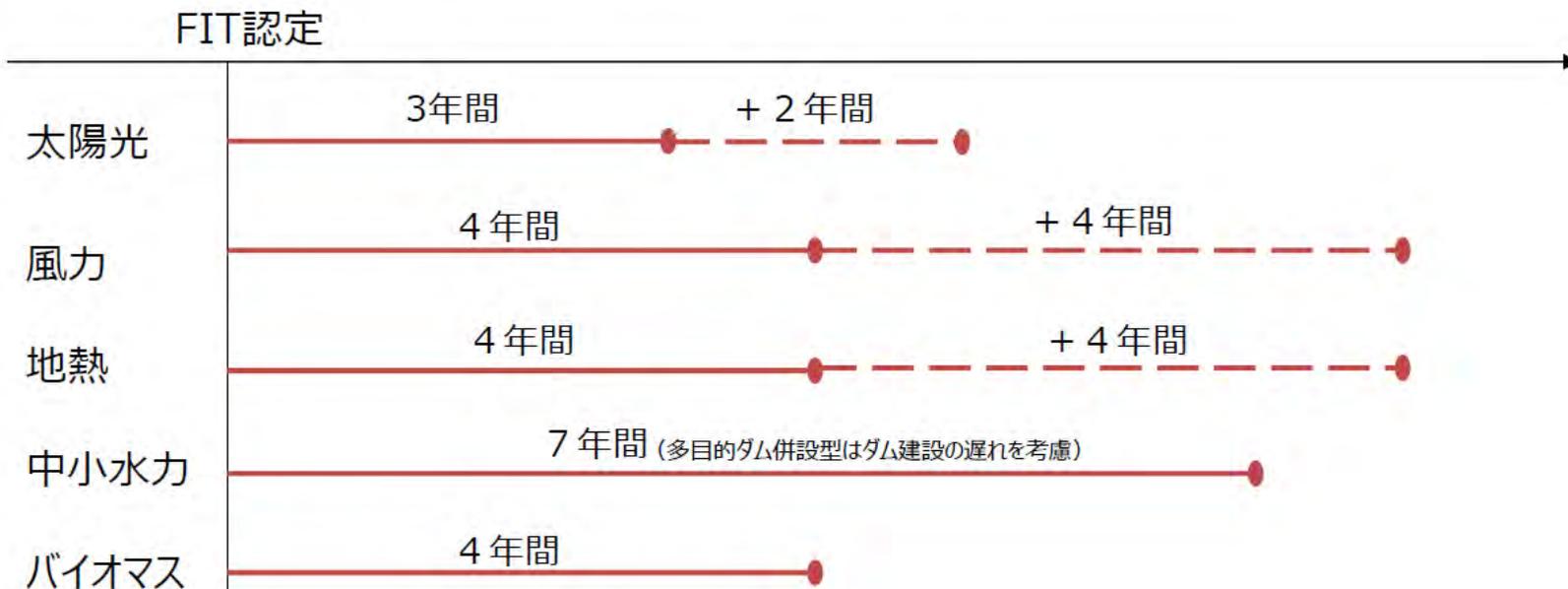
- ・ 開発期間の長さは、事業開始に向けて必要な環境影響評価等について考慮が必要。
- ・ その他、オペレーション・メンテナンスの専門性等に考慮し、状況に応じて適切な再生可能エネルギー源を選択することが必要。

(参考) 各電源のリードタイムについて

令和3年3月1日 第25回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力NW小委員会事務局資料

- 電源毎に、認定から運転開始までの期間（運転開始期間）を定め、認定から起算して、運転開始期間が経過した日を運転開始期限と設定し、超過した場合には、超過期間分だけ調達期間を短縮。
- 具体的な運転開始期間は、各電源の開発の特性に応じて、定められている。また、太陽光、風力、地熱の各電源のうち、環境影響評価法に基づく環境アセスメント（法アセス）が必要な案件については、それに要する期間を考慮した運転開始期間を定めている。

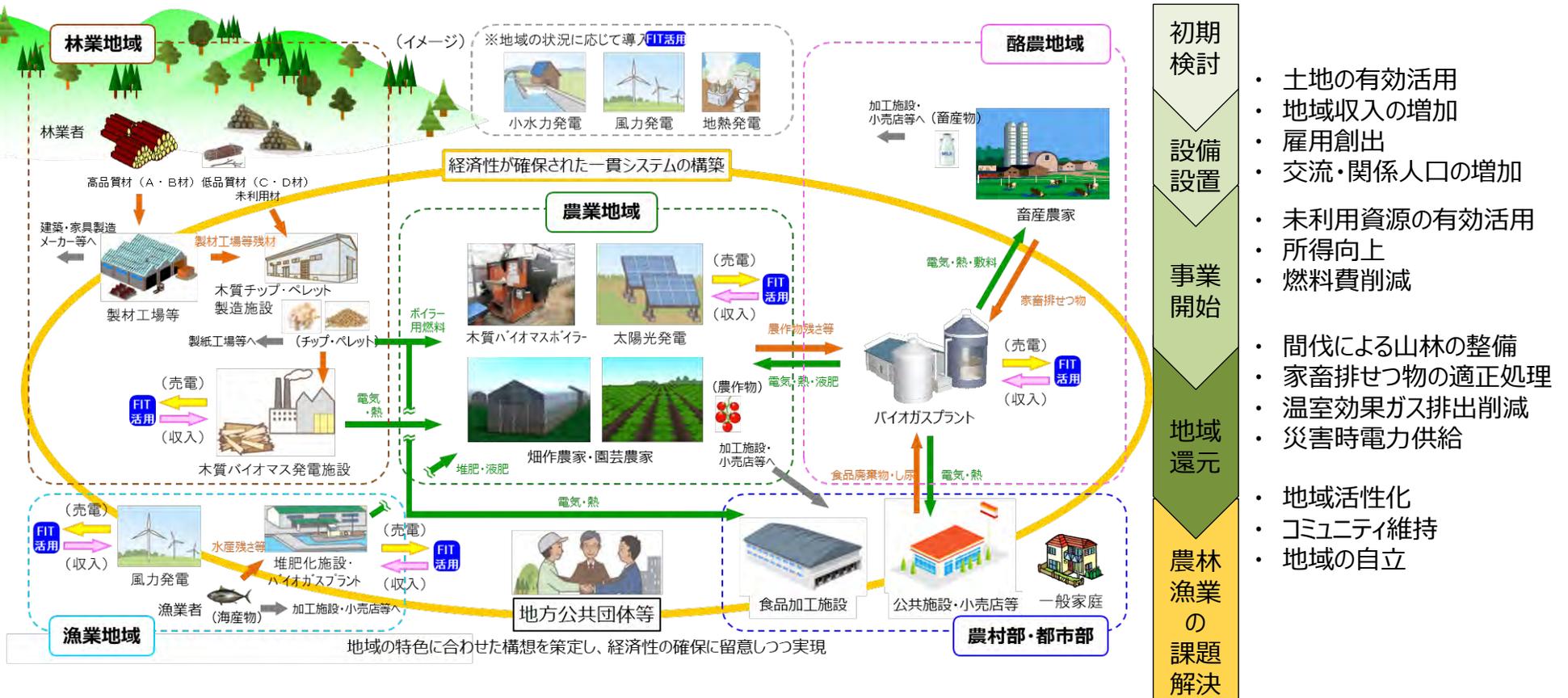
<電源毎の運転開始期間（認定から運転開始期限までの期間）>



※運転開始期間を超過して運転開始した場合、超過した分だけ調達期間が短縮。
※※法アセス対象の場合、それぞれ点線の期間分を考慮した設定としている。

I-5 導入効果（農山漁村への導入イメージ）

- 従来未利用となっていた土地、水、バイオマス等の資源に新たな価値が生まれ有効活用が可能となるほか、発電設備の維持管理や木質バイオマスにおけるチップ加工等、周辺事業に係る雇用が創出されることで地域内での経済循環が生じることなど、経済的メリットが生成。
- また、温室効果ガスの排出削減、災害時の電力供給、地域コミュニティの維持等にも貢献し、地域が主体的に自立を図り、農林漁業の課題解決に活用することが可能。

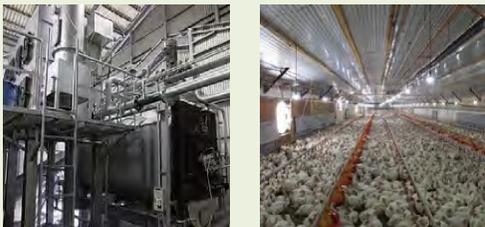


(参考) 農山漁村による取組事例



経営改善
〔コスト削減〕
〔収益性向上〕

・(株) ウェルファムフーズ (宮城県)



・鶏糞を燃料とするバイオマスボイラーを導入し、温水熱を活用した温風暖房を鶏舎内に配置することで、従来のLPガスによる暖房費を4分の1に低減。

・那須野ヶ原土地改良区連合 (栃木県)



・余剰電力を売電し、管内の農業用水路等の維持管理費に充当することで、農家からの賦課金低減 (5,000円/10a→1,988円/10a) に貢献。

・浜中町農業協同組 (北海道)



・100戸余りの酪農家による太陽光発電を畜舎内で使用することで、1戸当たりの電力経費を20万円/年程度削減。

6次産業化・地域活性化の推進

・(株) 大野ファーム (北海道)



・自社の食肉加工所・パン菓子工房・カフェ (6次産業化) の新設にともなう雇用確保や商品の試作等に売電収益を活用。

・石徹白地区地域づくり協議会 (岐阜県)



・休眠していた農産物加工施設に小水力発電による電力を供給し、地元特産品を活用した6次産業化の取組を地元女性グループが実施。

・有限会社白神アグリサービス (青森県)

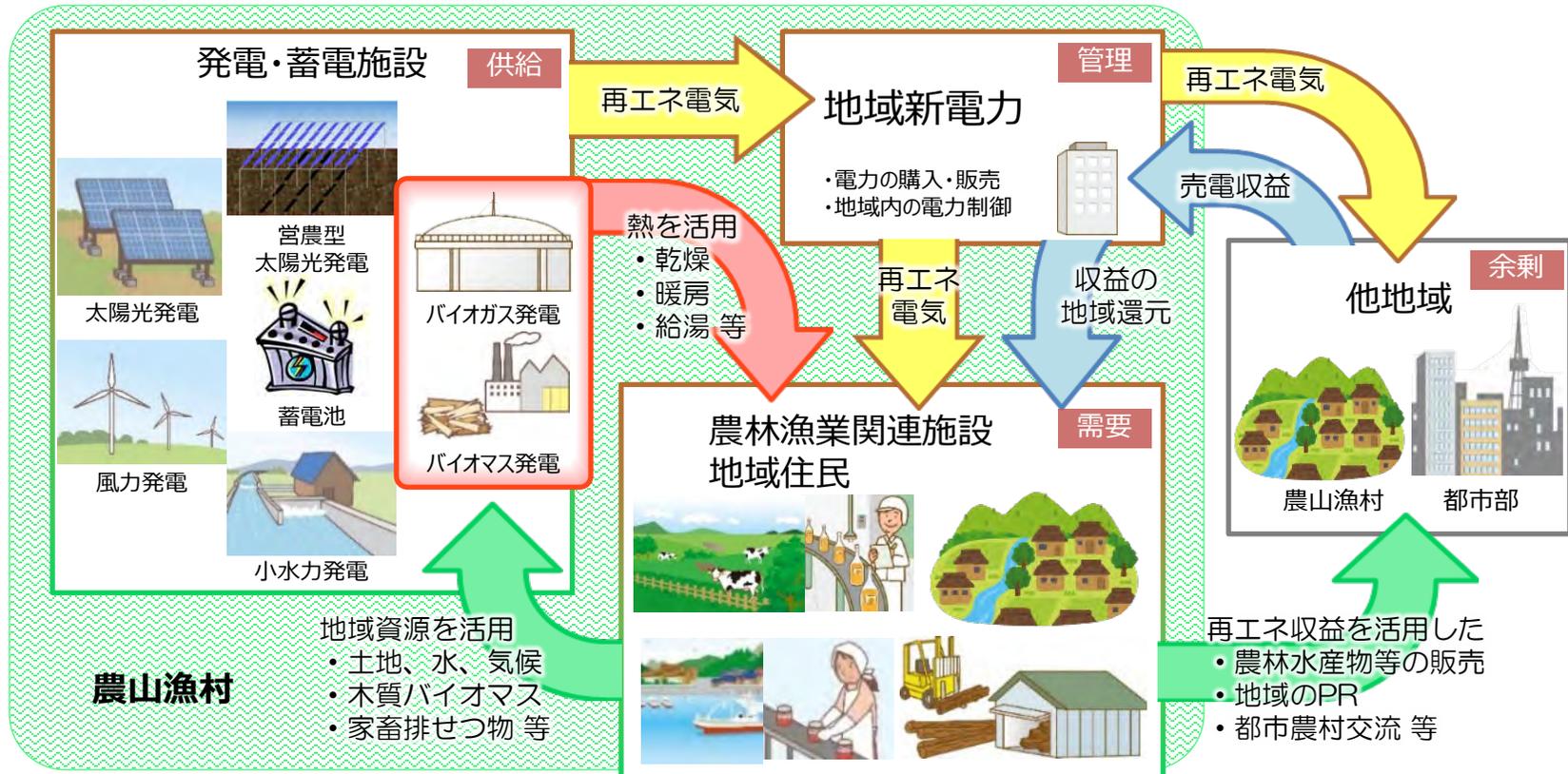


・市民風車出資者向けの見学ツアー実施による来町者の増加、地元特産品の商品化及び通信販売の開始による売上増加 (2,000万円以上)。

I-5 導入効果（農山漁村エネルギーマネジメントシステム(VEMS)）

- エネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの主力電源化を謳う一方、系統制約により、再生可能エネルギーの速やかな導入が困難となっている地域もある。他方、電力分野におけるデジタル化やスマートグリッドの技術が進展。
- 再生可能エネルギーを地域の活性化に資するものとするためには、地域の資源と経済の循環を共に高める視点が必要。地域新電力や農山漁村エネルギーマネジメントシステム（VEMS※）等、地域内の経済循環につながる再生可能エネルギーの地産地消モデルの構築と普及が必要。

※VEMS：地域資源を活用した再生可能エネルギーにより、農林漁業のコスト削減や、地域経済の活性化を図る仕組み。

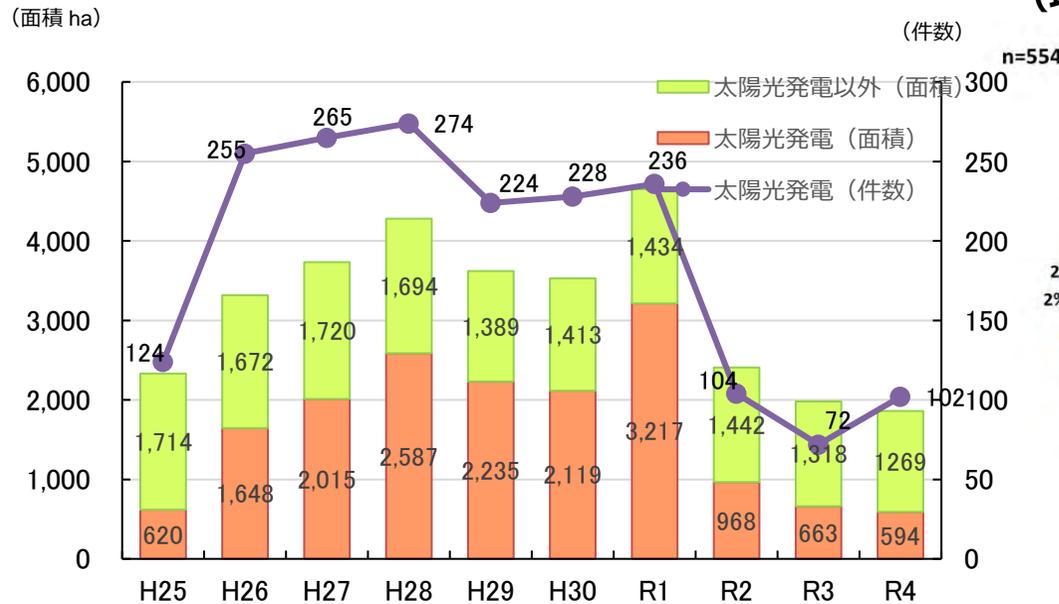


I-6 太陽光発電導入による課題（土地利用調整、地域トラブル）



- 太陽光発電は様々な場所、スケールで設置することが可能という特性から、「林地」や「農地」での事業実施が多く、太陽光発電事業を目的とした林地開発許可件数はFIT制度導入以降急増し、平成28（2016）年度には過去最高となった。
- 他方で、再生可能エネルギー電気の発電設備の無計画な整備により、立地地域におけるトラブルが発生しており、農林漁業上の利用との適正な調整のほか、景観や環境への影響について調整が必要。

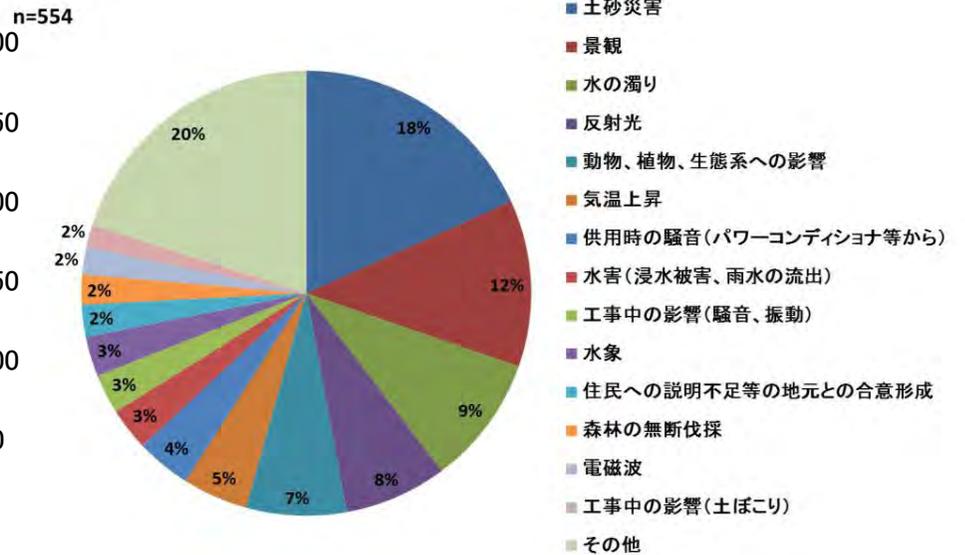
○ 林地開発許可制度における太陽光発電の推移



注：1 年度は、開発許可を行った年度である。
2 面積は開発行為に係る森林の土地の面積である。

(出典) 林野庁業務資料

○ 太陽光発電事業における環境影響に関する苦情の発生状況（地方公共団体へのアンケート調査、平成30年）



(出典) 環境省「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会」報告書より抜粋

- ・ 苦情等があった主な項目については、「土砂災害」が18%と最も多く、次いで「景観」が12%、「水の濁り」が9%。

(参考) 地域でのトラブルの事例

- 地域におけるトラブルが増加しており、2016年10月～2022年2月末で850件の相談あり。
- 再エネの導入による地域住民の懸念が顕在化し、実際、法令遵守できていない設備や地域で問題を抱えている設備が存在。

<主な相談事項>

- 適正な事業実施への懸念 (事業当初～事業中の柵塀・標識の未設置やメンテナンス不良、事業終了後の廃棄)
- 地元理解への懸念 (事業者の情報が不透明、説明会の開催や住民への説明等の対話が不十分)
- 事業による安全確保への懸念 (構造強度への不安、パネル飛散等)

<地域でトラブルを抱える例>



土砂崩れで生じた崩落



柵塀の設置されない設備

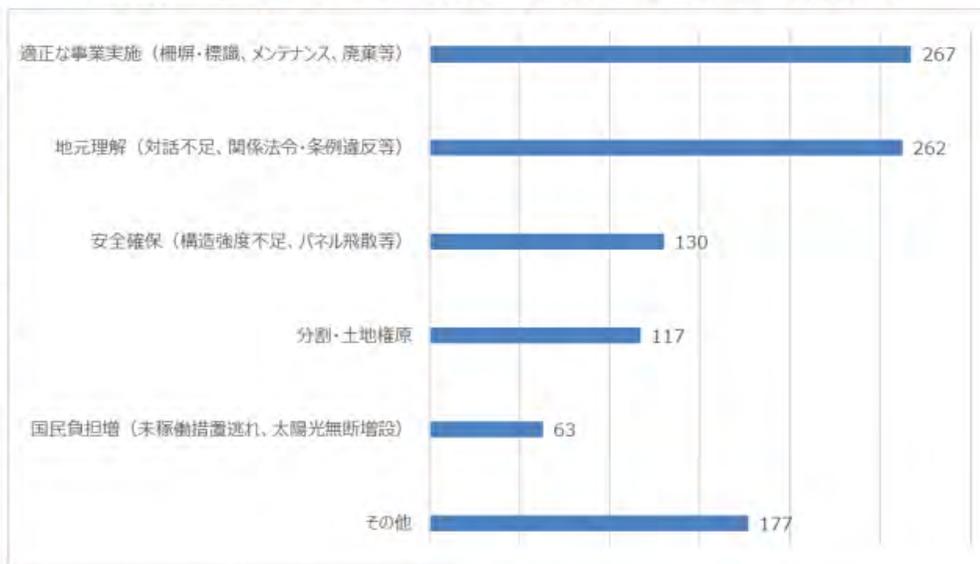


放置されたパネルの現況



景観を乱すパネルの設置

<情報提供フォーム(エネ庁HP)への相談内容>



※ 1つの相談内容を複数の項目でカウントしているため、総相談件数と一致しない

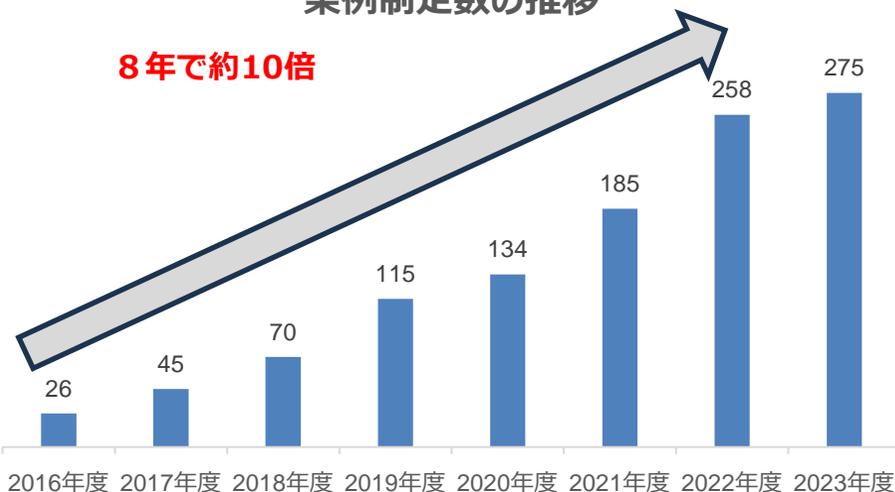
(参考) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況



- 近年、自然環境の景観や保全を目的として、再エネ発電設備の設置に抑制的な条例の制定が増加していることを踏まえ、地方自治研究機構が条例の制定状況を調査し公表。※（令和6（2024）年3月29日時点）
- 2016年度26条例であったものが、2023年度には275条例と8年で約10倍に増加し、全国の15%（地方公共団体数「1,794」）が条例を制定している状況。
※都道府県条例8条例、市町村条例267条例。
- 埼玉県川島町では町内全域を抑制区域としている例も見られる。

条例制定数の推移

8年で約10倍



○川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例 概要 (施行日：令和3年1月1日)

- ・抑制区域：配慮が必要とされる地域を抑制区域として指定
※川島町全域を指定
- ・周辺関係者への説明：周辺関係者に対し説明会を開催
- ・標識の掲示：設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示
- ・報告の徴収：事業に関する報告を求めることができる
- ・立入検査等：事業区域に立ち入り、必要な調査を行うことができる
- ・指導・助言及び勧告：指導・助言及び勧告を行うことができる
- ・公表：勧告に従わない場合、公表することができる

I-6 設備導入による課題（系統制約）

- 発電した電気を一般送配電事業者（大手電力）の送電線、配電線に流すためには、
①系統接続の申し込み⇒②一般送配電事業者等による承認⇒③工事費負担金の支払い、接続工事の実施を経ることが必要（系統接続：電力系統（※）への接続）。
- ※ 「電力系統」とは、発電や送電、あるいは変電や配電のために使う電力設備がつながって構成するシステム全体のこと。
- 系統にはそれぞれの送電設備ごとに接続容量の上限が存在。系統接続の申し込み順に系統の接続容量が確保され、上限を超えた場合は、対象の送電設備が増強されるまで接続はできない（系統制約）。

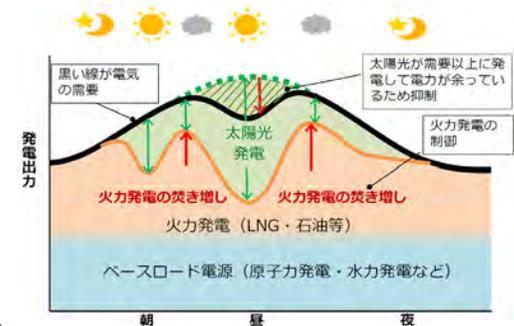
○ 電力系統の特徴

- ・ 電気の需給バランスがくずれると、周波数に乱れが生じ、発電機や電気機器に悪影響を及ぼし、最悪の場合は大規模な停電につながる。
- ・ 日本では、他エリアとの電気の融通が限定的。

大手電力がエリア内の電力の需給バランスを調整している。

○ 系統制約と再エネ導入にあたっての課題

電力の需給バランス調整のイメージ



容量面での系統制約

- ① **送電容量の制約**
接続申し込みが増加すると、既存の送電設備の容量が不足
→新たな発電施設が系統へ接続契約できない。

- ② **エリア全体の需給バランスの制約**
電気の需要及び再エネ発電量は季節・時間帯により変化
→過供給時には、予め定められたルールに基づき**出力制御**を求められる。

変動面での系統制約

- 再エネ電源は、出力の変動が大きく、供給量のコントロールや予測が難しいため、需給バランスの調整が困難
→蓄電池を導入する等、出力変動を小さくするための対応が必要となる。

I-7 営農型太陽光発電とは

- 営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業。
- 作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できる取組手法。



露地の畑の上部にパネルを設置



パネル下でのトラクターによる
耕運作業の様子

I - 7 営農型太陽光発電に関する農地転用許可の取扱い



- 営農型太陽光発電設備の設置については、平成25年に農地転用許可制度に係る取扱いを明確化。
- 営農が適切に継続されない事例を排除するため、これまで通知で定めていた一時転用の許可基準等を農地法施行規則に定めるとともに、具体的な考え方や取扱いについてガイドラインを制定し、令和6年4月1日に施行。

営農型太陽光発電設備の取扱いの主な内容

① 一時転用許可に当たり、次の事項をチェック

- 一時転用期間が一定の期間内（通常3年以内）となっているか

次のいずれかに該当するときは10年以内

- ・ 認定農業者等の担い手が下部の農地で営農を行う場合
- ・ 遊休農地を活用する場合
- ・ 第2種農地又は第3種農地を活用する場合

- 下部の農地での営農の適切な継続が確実か

営農の適切な継続とは

- ・ 生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないこと
- ・ 下部の農地の活用状況が次の基準を満たしていること

区分	右以外の場合	遊休農地を活用する場合
基準	a. b以外の場合 平均的な単収と比較しておおむね2割以上減収しないこと	適正かつ効率的に利用されていること。（農地の遊休化、捨作りをしない）
	b. 市町村で栽培されていない作物や生産に時間を要する作物の場合 試験栽培の実績又は栽培理由書に記載した単収より減少しないこと。	

- 毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われるか
- 農作物の生育に適した日照量を保つための設計であるか
- 効率的な農業機械等の利用が可能な高さ（最低地上高2m以上）であるか
- 地域計画の区域内の農地の利用集積等に支障がないとして協議の場での合意が得られているか 等

② 一時転用許可は、再許可が可能

- ・ 再許可では、従前の転用期間の営農状況を十分勘案し総合的に判断
- ・ 自然災害や営農者の病気等やむを得ない事情により、営農状況が適切でなかった場合は、その事情等を十分勘案
- ・ 当初許可時には遊休農地であっても、再許可時には遊休農地として扱わないことに留意

③ 年に1回の報告により、農作物の生産等に支障が生じていないかチェック

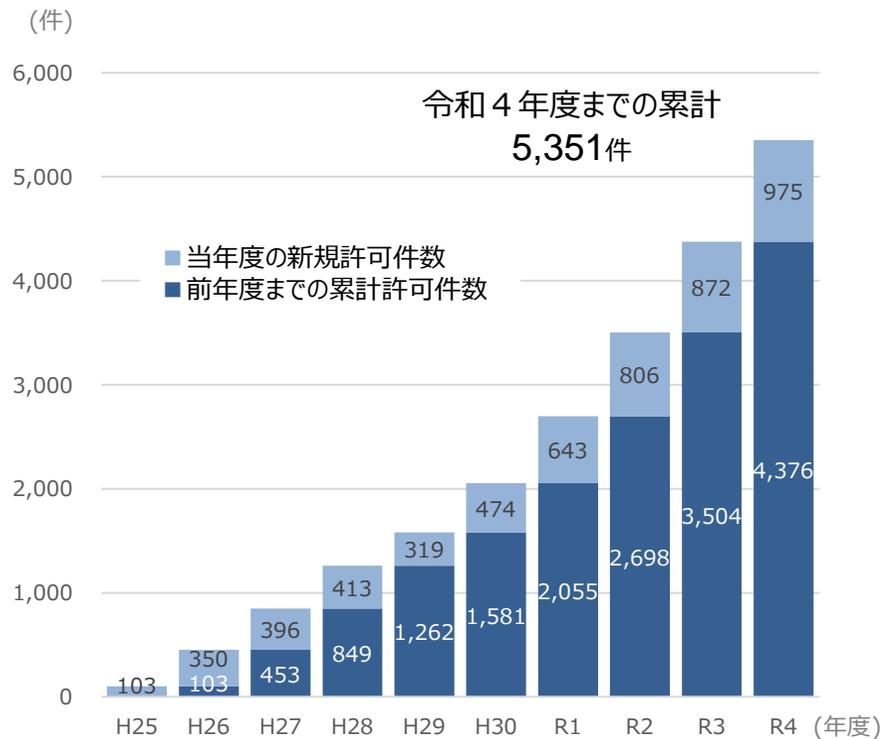
- ・ 報告の結果、営農に支障が生じている場合には、現地調査を行い、改善措置等を指導。
- ・ 一時転用許可を受けた者が当該指導に従わない場合は、是正勧告や原状回復命令等の措置。

I-7 営農型太陽光発電の取組状況

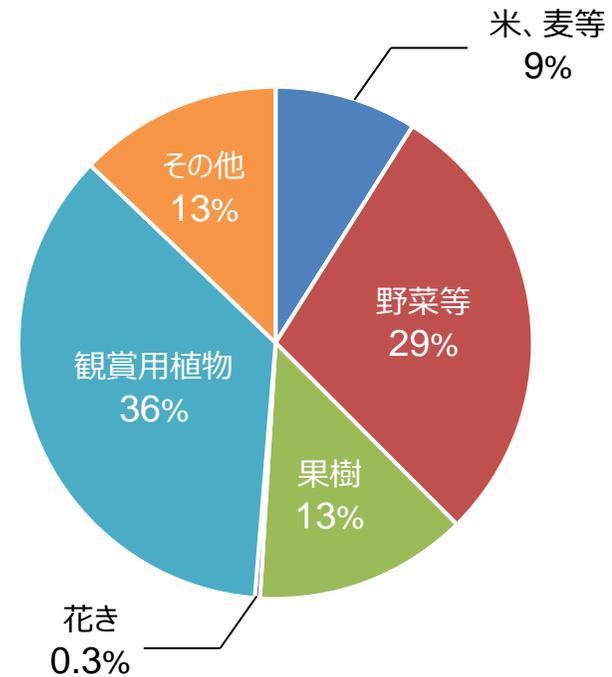


- 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数は、令和4（2022）年度までに5,351件、その発電設備下部の農地面積は1,209.3ha。
- 太陽光発電設備下部の農地で生産されている農作物は様々。

○ 営農型太陽光発電設備を設置するための農地の一時転用許可件数



○ 下部農地での栽培作物（件数ベース）



資料 | 営農型太陽光発電設備設置状況等について（令和4年度末現在）（令和6年10月農林水産省農村振興局）を基に作成

(参考) 営農型太陽光発電取組支援ガイドブック



- 営農型太陽光発電に取り組みたいと考えられている方々や、その取組を支援する地方自治体・金融機関の参考としていただくことを目的に、「営農型太陽光発電取組支援ガイドブック」を公開。
- 令和6年4月、農林水産省Webページにおいて、2024年度版を公表。



	項目
1	営農型太陽光発電とは
2	営農型太陽光発電の取組事例
3	営農型太陽光発電 高収益農業実証事業の概要
4	営農型太陽光発電を始めるには（取組フロー）
5	営農型太陽光発電取組チェックリスト
6	営農型太陽光発電に係る地方自治体の支援施策
7	営農型太陽光発電に係る金融機関の支援施策
8	営農型太陽光発電に係る国の支援施策
9	その他



Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の概要

- ・ 農山漁村に存在する土地、水、バイオマス等の資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の所得向上等に結びつけていくことが必要。
- ・ 食料供給や国土保全等の農山漁村が有する重要な機能の発揮に支障を来すことのないよう、農林地等の利用調整を適切に行うとともに、再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を促進することが重要。

取組の枠組みを構築

**「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」
(農山漁村再生可能エネルギー法) が平成25年11月に成立。平成26年5月に施行。**

【法の趣旨】

農山漁村において**農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進**するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資するための制度を創設する。

【概要】

1. 基本理念

- ① 農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進は、**地域の関係者の相互の密接な連携の下に**、地域の活力向上及び持続的発展を図ることを旨として行わなければならない。
- ② 地域の**農林漁業の健全な発展に必要な農林地並びにその周辺の水域の確保**を図るため、これらの農林漁業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整が適正に行われなければならない。

2. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度

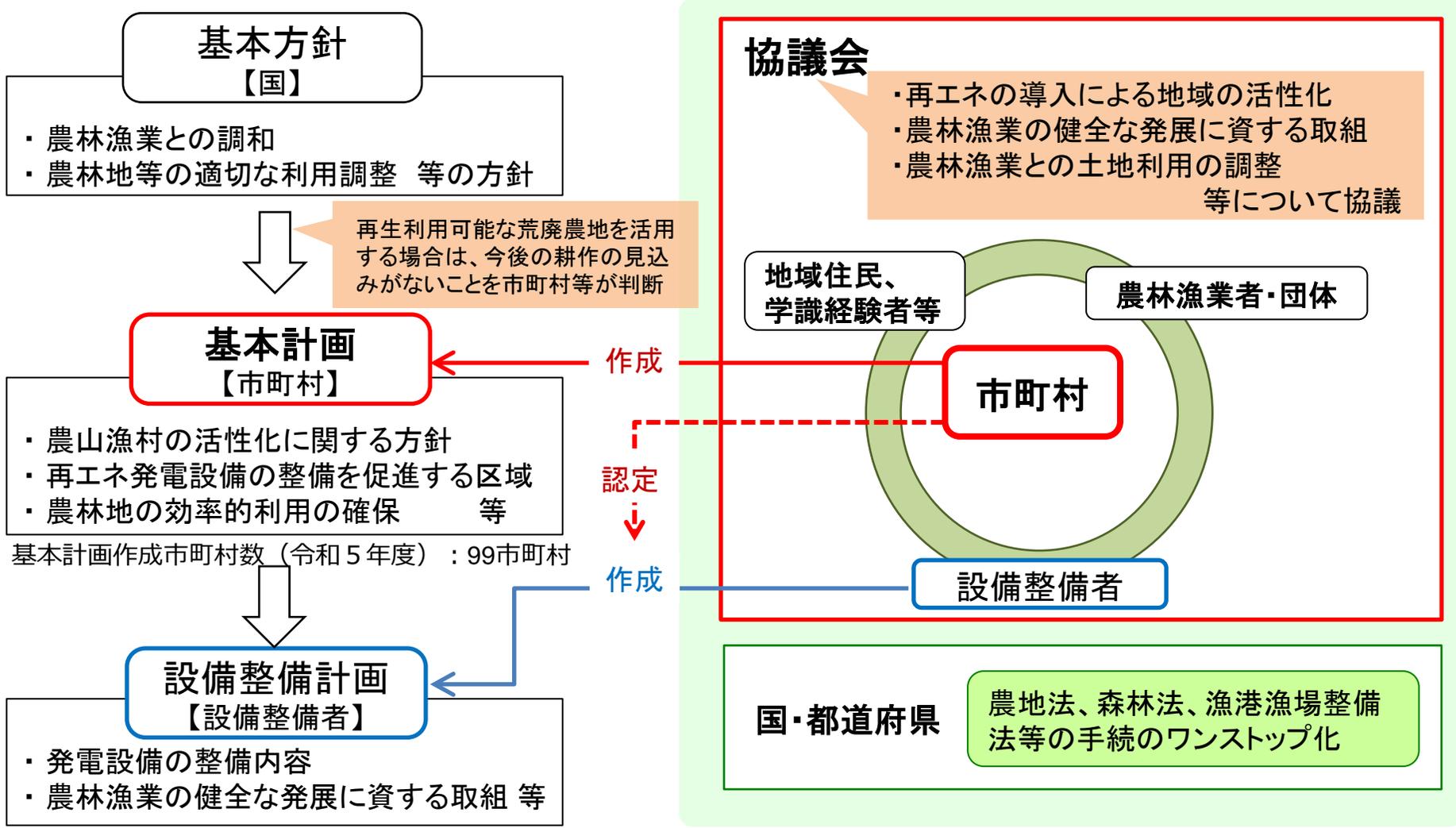
3. 認定を受けた設備整備計画に係る特例措置

関連法の許可または届出の手続きのワンストップ化 等

4. その他

- ① 国・都道府県による市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ② 計画作成市町村による認定設備整備者に対する指導・助言

II-1 再生可能エネルギー発電の促進に関する計画制度



農山漁村の再生可能エネルギーの導入に向けた取組を推進

Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本方針

- 国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標、促進のための施策、農林漁業の健全な発展に資する取組等の「基本方針」を策定（法第4条）
- 市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域を対象とした「基本計画」を作成（法第5条）
- 農山漁村再生可能エネルギー法が施行後5年となったことから、附則第2条に基づき令和元年7月に改正
- 設備整備区域に含まれる農用地に係る要件の緩和等（令和3年7月改正）

主な記載事項

- 第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標
【意義】 農山漁村の自立的発展や、食料供給・国土保全等の機能を持つ農林漁業上の適正な調整、再生可能エネルギーの地域共生
【目標】 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー・熱に係る収入等の経済規模600億円(令和5年度)
- 第2 農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの発電の促進のための施策に関する基本的事項
【国による総合的な施策】 モデル事例や法に基づく特例措置に関する知見の提供、地方農政局等への相談窓口の設置等
【都道府県による施策】 再生可能エネルギーの賦存状況や立地条件等に関する情報提供や技術的助言、許可権限を有する規制に関する情報提供等
- 第3 農林地並びに漁港及びその周辺の水域の農林漁業上の利用と再生可能エネルギーの発電のための利用との調整に関する基本的事項
- ・ 設備整備区域は未利用地等を優先的に設定し、農林地等を含める場合は農林漁業の健全な発展に支障を及ぼさない範囲とする。
 - ・ 第1種農地のうち再生利用が困難な荒廃農地等については設備整備区域に含めることが可能
- 第4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の促進に関する基本的事項
- ・ 協議会の場等を通じ、農林漁業者等の意見を十分聴き、農林漁業の健全な発展に資する取組の内容や役割分担を具体的に定めること
 - ・ 具体的な取組例（農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備等）
- 第5 その他の基本計画の作成に関する基本的事項
- ・ 設備整備区域の設定、農林地所有権移転等促進事業、協議会の構成・協議事項、設備整備計画の認定、原状回復等
- 第6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギーの発電の促進に際し配慮すべき重要事項
- ・ 自然環境、景観の保全との調和、周辺住民の生活環境に対する配慮など

Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（基本計画）

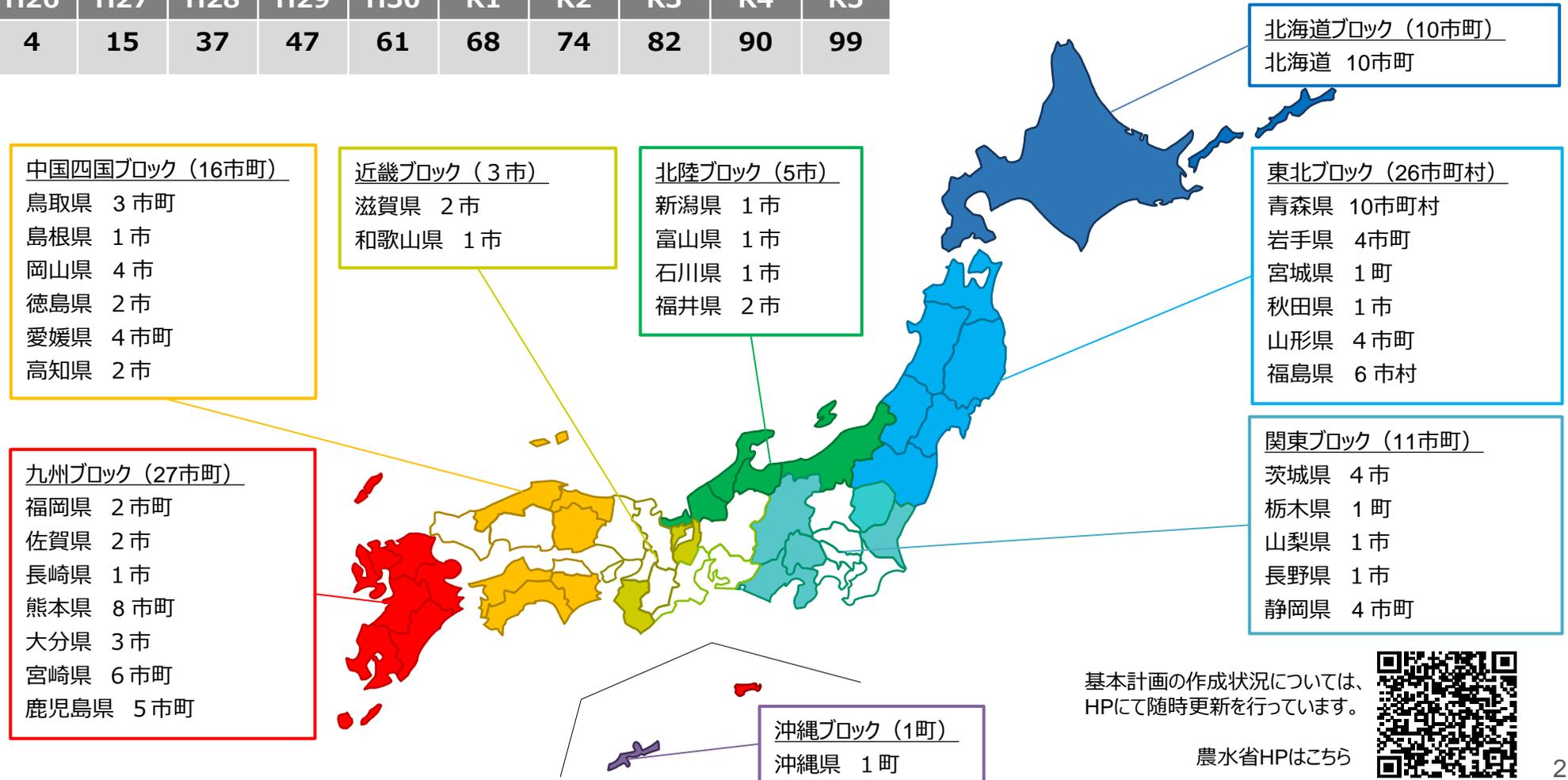


- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画について、令和5年度末時点で32道県99市町村で作成。
- ブロック別では、九州ブロックで27市町で最も多く、全国で同計画に基づき農林漁業の健全な発展に資する取組が行われている。

各年度の基本計画作成数(累計)

(令和6年3月末現在、農林水産省調べ)

H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
4	15	37	47	61	68	74	82	90	99



基本計画の作成状況については、HPにて随時更新を行っています。

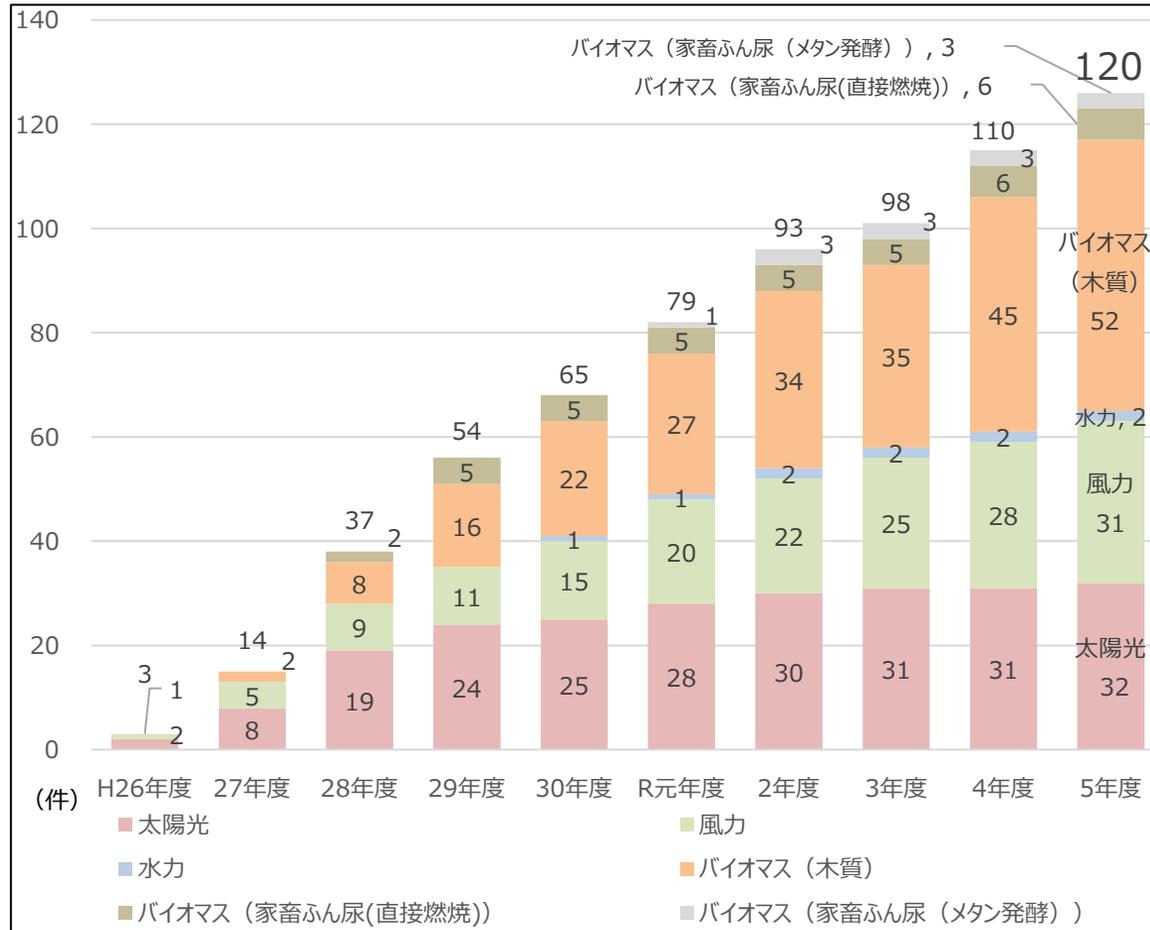
農水省HPはこちら



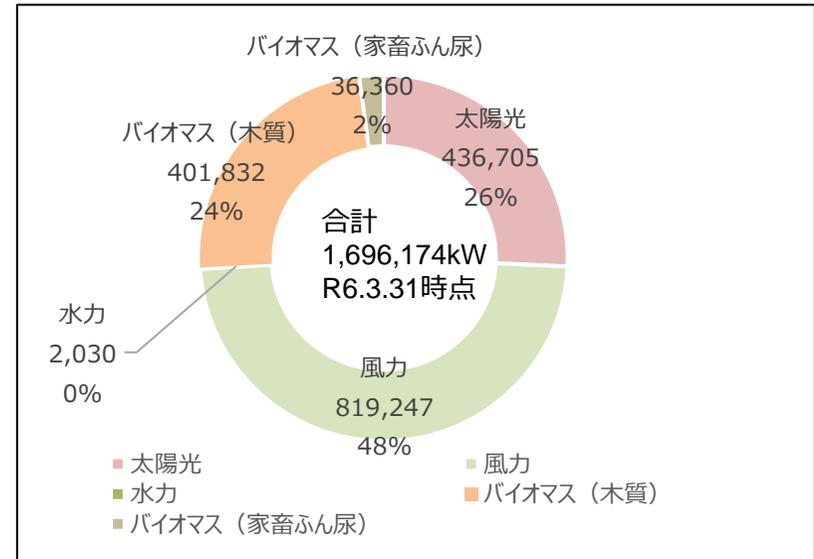
Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況（設備整備計画等）

- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく設備整備計画について、令和5年度末時点で120地区で作成。
- 設備整備計画認定数の内訳をみると、木質バイオマス発電設備が最も多い。
- 設備整備計画の発電出力については、風力発電設備が全体の約5割を占めている。

○設備整備計画の認定状況（累計・発電種別）



○発電出力の内訳(設備整備計画認定分)（kW）



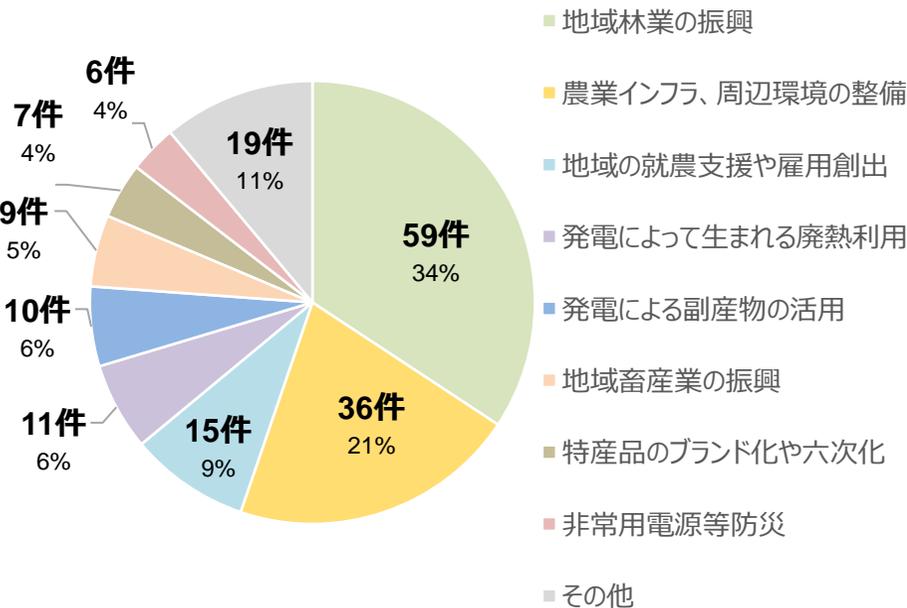
○農地転用不許可の例外の活用状況

	合計	太陽光	風力	水力	バイオマス（木質）	バイオマス（家畜ふん尿）
設備整備計画の認定数	120	32	31	2	52	9
うち第1種農地の転用転用があるもの	45	21	19	1	3	1
第1種農地の転用面積 (ha)	332	314	13	(40㎡)	4.0	0.5

(参考) 農山漁村再生可能エネルギー法の活用状況 (農林漁業の健全な発展に資する取組)

- 農山漁村再生可能エネルギー法では、再エネ発電設備の整備と併せて、再エネ発電の利益を地域に還元する「農林漁業の健全な発展に資する取組」を行うこととしている。
- 取組の内訳をみると、「地域林業の振興 (59件)」、「農業インフラ、周辺環境の整備 (36件)」など、地域主体による農山漁村の活性化に資する様々な取組が行われている。

農林漁業の健全な発展に資する取組の内訳



令和6年3月末時点 農林水産省調べ
 ※件数には今後実施予定の取組も含む。

※「農林漁業の健全な発展に資する取組」については複数の取組を基本計画に定めることが可能なため、設備整備計画作成数と本内訳は一致しない。

【取組事例①】愛媛県内子町 (木質バイオマス発電)

- 地元森林組合と調整し、未利用間伐材を長期間安定的に購入、持続的な森林整備の推進を通じて、地元林業、木材産業の活性化に貢献。
- 発電設備から生じた廃熱を民間施設に供給。電気、熱の利用により、再エネ設備のエネルギー変換効率を約75%に高め、再エネを無駄なく活用。廃熱は、民間施設の従来の給湯費より約10%安価な額で契約し、同施設の経費の削減に貢献。
- 木質ペレットの燃料残渣 (炭) (600~800kg/日) を土壌改良材として農業法人等に販売。
- 発電所建屋は、町産材 (CLT (直交集成板)) を積極的に活用し、町の景観まちづくり条例に配慮したデザインを採用。



【取組事例②】青森県野辺地町 (風力発電)

- 発電事業で得た売電収益から概ね1%程度を基金として積み立て、地域の農林水産業へ寄与する事業に活用。取組については毎年度見直しを行い、再生可能エネルギーの地域利用についても検討するとともに幅広い農山漁村の地域振興を目指す。
- 令和6年度は、特産品であるホタテの養殖に関する支援 (漁業者支援、稚貝放流) や、新規就農者の農業機械購入の補助等に活用。



Ⅱ-1 基本方針に規定する政策目標



- 農山漁村再生可能エネルギー法の基本方針（令和元年7月改正）では、再エネの取組目標を規定

令和5年度
目標

再生可能エネルギーを活用し農林漁業の発展を図る取組実施地区の再生可能エネルギー
電気・熱に係る収入等の経済的な規模 **600億円** ※おおよそ総農家の約2割程度の消費電力相当

- 600億円目標にむけた実績額の推移（令和6年3月時点）

農林水産省調べ（単位：億円）

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
187	259	297	372	480	552	637	774

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針
（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）（抜粋）

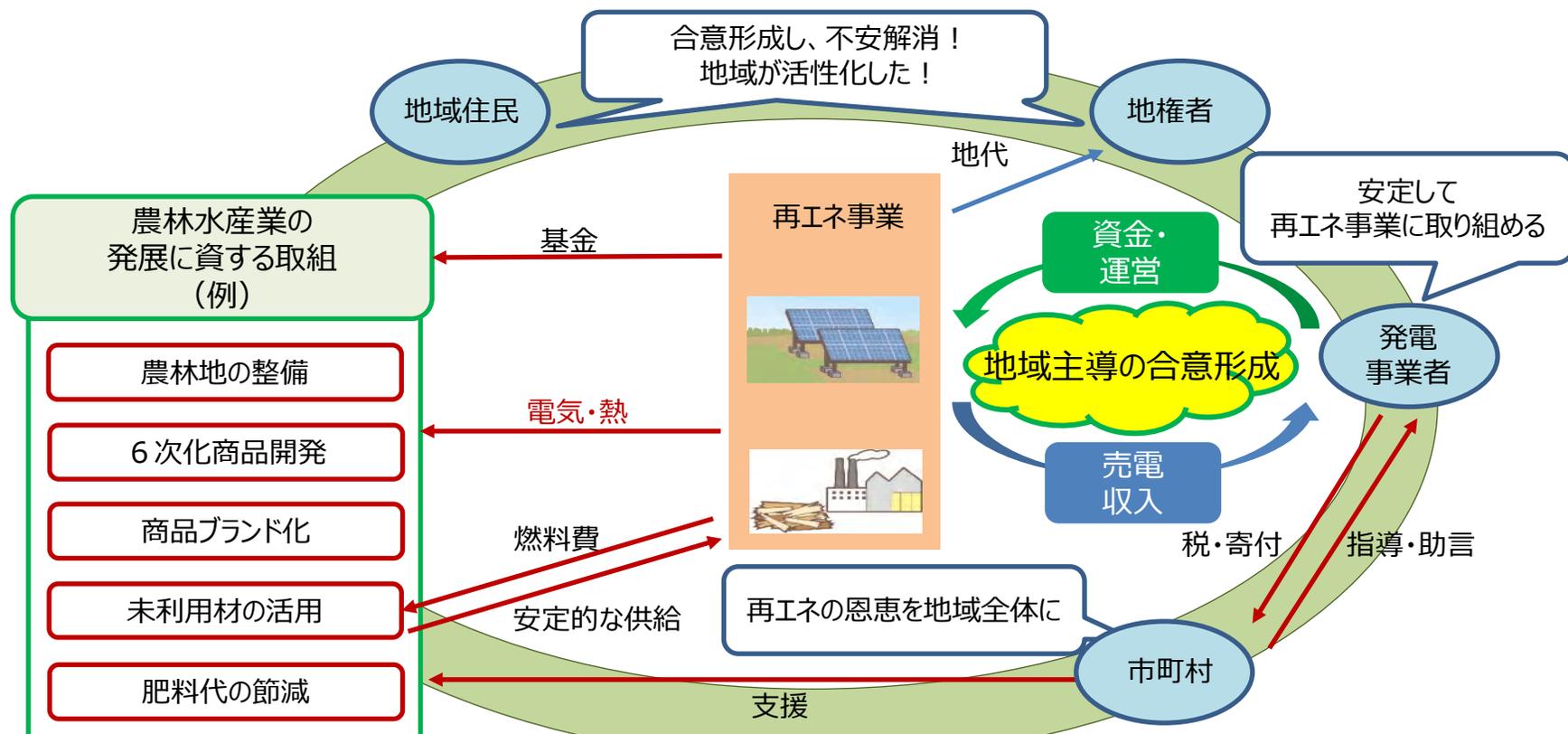
第1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化の意義及び目標に関する事項
2 目標

再生可能エネルギー電気の発電を活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を現に行っている地区について増加傾向を維持し、2023年（令和5年）度において、当該取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る収入等の経済的な規模を600億円にすることを旨とする。

Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用メリット



- ① 農地法、森林法等の手続きのワンストップ化
- ② 市町村による所有権移転等促進事業
- ③ 再生利用困難な荒廃農地等に設定された設備整備区域における第1種農地の転用不許可の例外
- ④ 農林漁業の健全な発展に資する取組を通じた再エネ発電の利益の地域還元
- ⑤ 「地域資源バイオマス発電設備」の証明による出力制御ルール上の優遇措置（既設設備も対象）
- ⑥ 市町村による認定事業者への指導・助言
- ⑦ FITの地域公共案件（第1次保証金及び第2次保証金の免除）

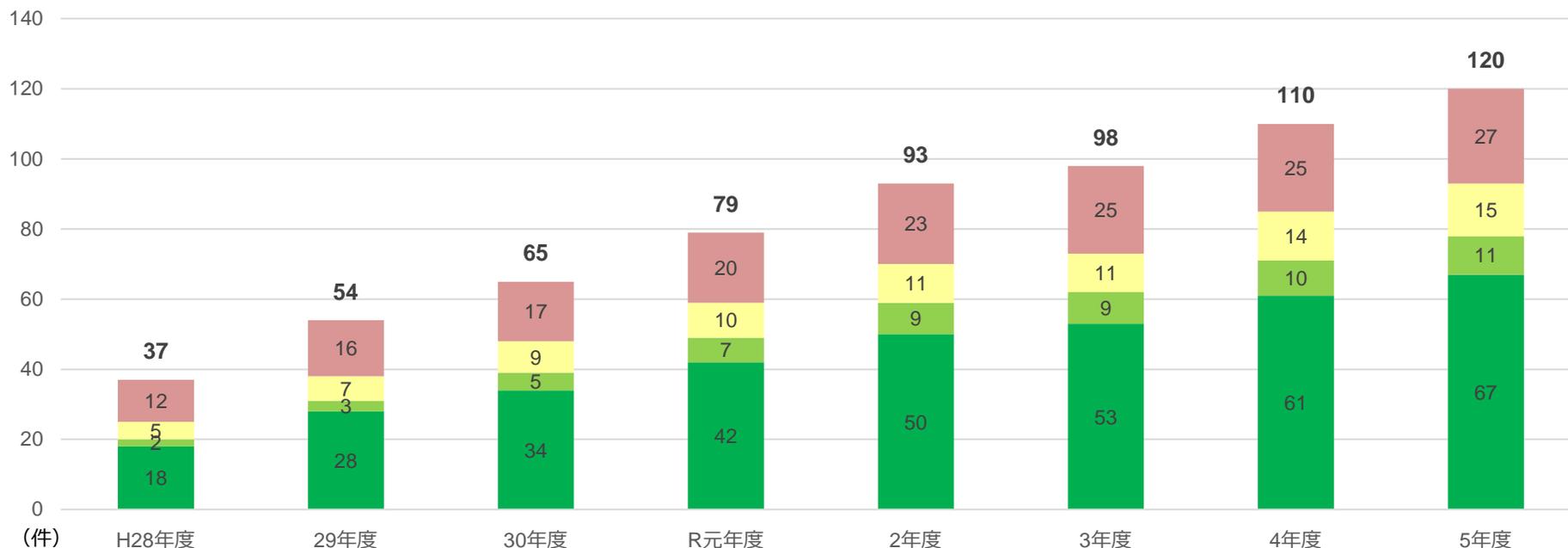


Ⅱ-1 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した発電設備の設置主体



- 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置数は年々増加。
- 設置主体の内訳をみると、地元企業が最も多く、過半数を占めるが、県外企業や首都圏企業も一定数を占めている状況。

○ 農山漁村再生可能エネルギー法を活用した再生可能エネルギー発電設備の設置主体（設備整備計画の認定数）



(出典) 農林水産省調べ

■ 地元 ■ 県内 ■ 県外 ■ 首都圏

注) 地元企業 : 設備を設置する市町村と設置主体の本社所在市町村が一致するもの。
一部公共団体を含む。

県外企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致しないもの(地元企業、県内企業、首都圏企業を除く)。

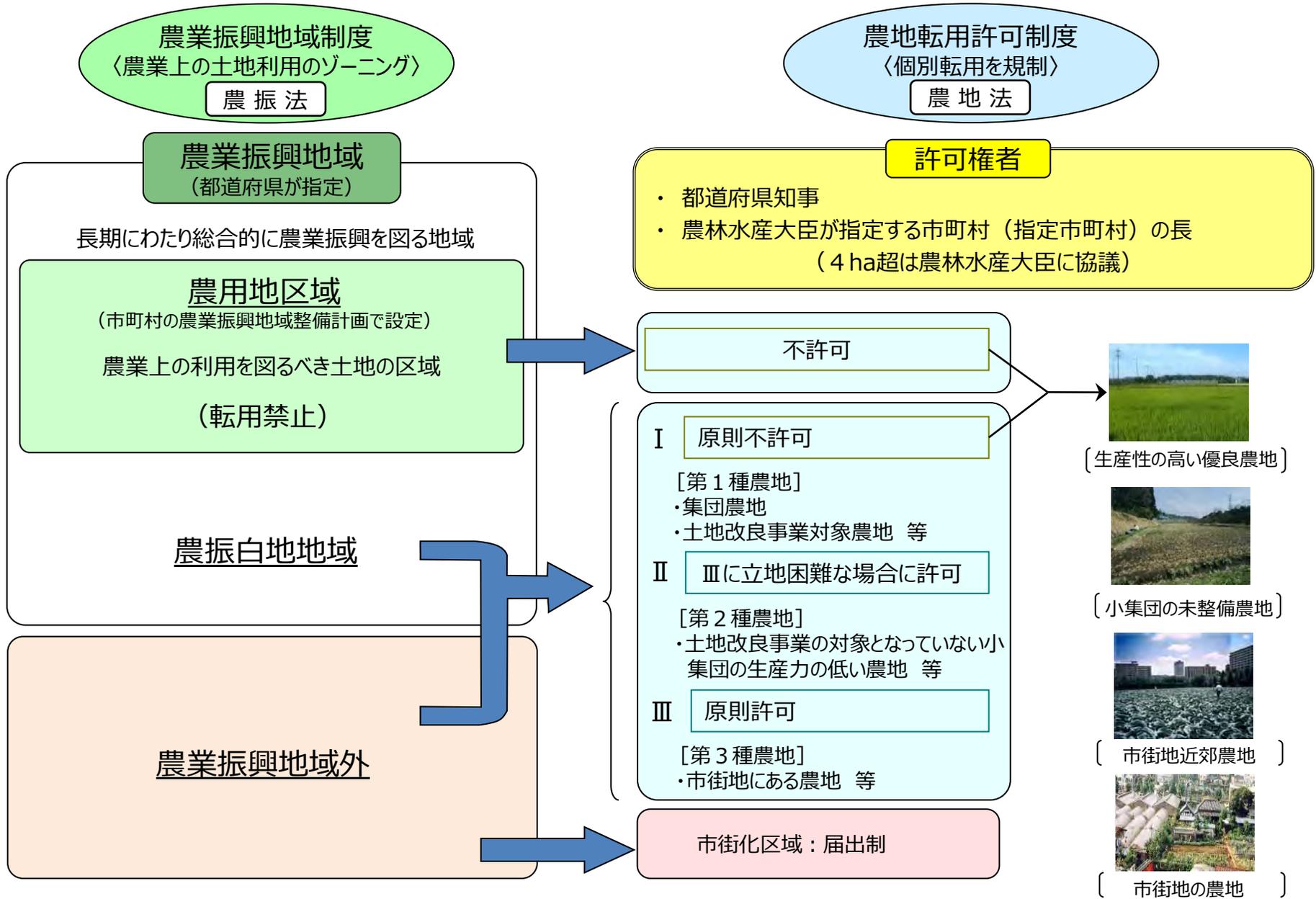
県内企業 : 設備を設置する都道府県と設置主体の本社所在都道府県が一致するもの(地元企業を除く)。

首都圏企業 : 設置主体の本社所在地が首都圏のもの(地元企業、県内企業を除く)。

令和6年3月末時点 農林水産省調べ

※令和5年度の実績の集計において、一部重複計上されているものが確認されたため、過年度に遡って設備整備計画の認定数、設置主体の内訳を訂正した

(参考) 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



(参考) 再エネ発電設備の設置に係る農地転用の取扱いについて



平成24年4月 閣議決定

「優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する」

平成25年1月 閣議決定

「(規制改革について) 既往の閣議決定事項を着実に推進」

再エネ法関係 (省令・基本方針)

再エネ法に基づく再エネ発電設備整備区域(「整備区域」)に、第1種農地を設定する場合の基準を規定 (農用地区域には設定不可)

○再エネ発電設備整備区域に第1種農地を含める場合、次の土地を設定可能

- ① 再生利用困難な荒廃農地 (赤)
- ② 再生利用可能な荒廃農地 (黄)のうち、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地



※各面積について令和4年度時点に更新

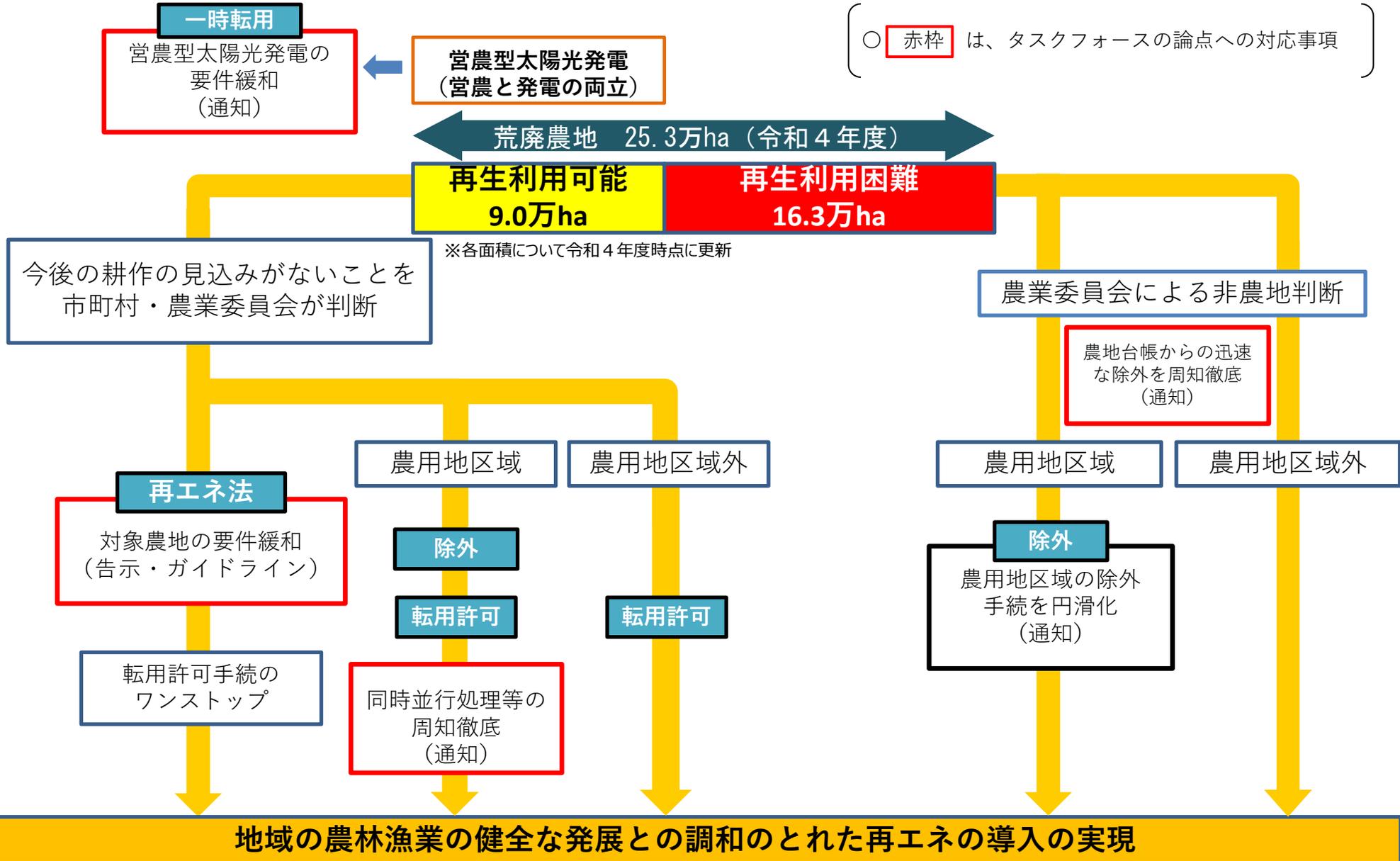
農地法関係 (省令)

左の整備区域内で再エネ法に基づく設備整備計画(事業者の計画)に従って整備される再エネ発電設備を、第1種農地の転用不許可の例外に追加(これにより、再エネ法に基づく県又は指定市町村の同意が可能に)

○この場合、次のことが必要

- ① 整備区域について、県又は指定市町村との農業上の土地利用調整が調ったものであること
- ② 設備整備計画に記載された農林漁業の健全な発展に資する取組について、協議会(関係農林漁業者等により構成)において協議が調ったものであること

(参考) 荒廃農地を活用した再エネの導入促進のための規制の見直しについて (概要)



注：上記のほか、営農型太陽光発電設備について、再許可による期間更新がなされる仕組みであることを周知

II - 2 SDG s : Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標) (平成27年9月 国連サミット採択)



目標7：
「すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する」

【2030年までのターゲット】

- 7.1 安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
- 7.2 世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
- 7.3 世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
- 7.a 再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
- 7.b 各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。

Ⅱ-3 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（抜粋）（令和元年6月11日閣議決定）



第2章 各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性

第1節 排出削減対策・施策

1. エネルギー（2）目指すべきビジョン

- ・ 再生可能エネルギーは、経済的に自立し脱炭素化した主力電源化を目指す。
- ・ 熱の効率的利用をはじめとする省エネルギーの推進や、再生可能エネルギーの普及拡大及びエネルギーシステムの強靱化に資する分散型エネルギーシステムの構築を目指す。

（略）

4. 地域・暮らし（2）目指すべきビジョン

- ・ 農山漁村においては、豊富に存在する多様な資源を最大限活用し、地域主導によりバイオマス、営農型太陽光発電を含む再生可能エネルギーや水素を創出し、地域内で活用する。さらに、農山漁村域外に供給することにより、我が国の温室効果ガスの大幅削減に貢献する。
- ・ 再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステムの構築は、緊急時に大規模電源等からの供給に困難が生じた場合でも、地域において一定のエネルギー供給を確保することに貢献する。また、地域が主体となった導入により地域コミュニティの維持・強化にも資する。
- ・ 荒廃農地のように有効な活用がされていない農地等に、農業生産が可能な形で太陽光発電パネルを設置し適切な営農を継続することで（営農型太陽光発電）、再生可能エネルギーの拡大とともに、事業の経済性を高め、地域の持続可能な社会形成に資する。
- ・ 地域の再生可能エネルギーや未利用資源を活用した水素サプライチェーンの構築は、気候変動対策のみならず、地域のエネルギー自給率の向上や新たな地域産業の創出にも資する。

（参考）パリ協定の概要

目的	世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達成するため、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成できるよう、排出ピークをできるだけ早期に抑え、最新の科学に従って急激に削減。
各国の目標	各国は、貢献（削減目標）を作成・提出・維持する。各国の貢献（削減目標）の目的を達成するための国内対策をとる。各国の貢献（削減目標）は、5年ごとに提出・更新し、従前より前進を示す。
長期低排出発展戦略	全ての国が長期低排出発展戦略を策定・提出するよう努めるべき。（COP決定で、2020年までの提出を招請）
グローバル・ストックテイク	5年ごとに全体進捗を評価するため、協定の実施状況を定期的に検討する。世界全体としての実施状況の検討結果は、各国が行動及び支援を更新する際の情報となる。



第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 農村の振興に関する施策

(1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保

③ 地域経済循環の拡大

ア バイオマス・再生可能エネルギーの導入、地域内活用

農村の所得の向上・地域内の循環を図るため、地域資源を活用したバイオマス発電、小水力発電、営農型太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入、地域が主体となった地域新電力の立上げ等による再生可能エネルギーの活用を促進する。また、農村を含めた地域における災害時のエネルギーの安定供給を図るため、大規模電力のみに依存しない、地域の再生可能エネルギーを用いた分散型エネルギーシステム構築に向けた技術開発、普及を行う。

こうした取組を効率的・効果的に推進するため、地域の再生可能エネルギーについて消費者が把握し選択できるよう、取組の見える化等の価値付けを推進する。

さらに、家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わら・もみ殻等のバイオマスについて、発電に加え、エネルギー効率の高い熱利用や、発酵過程で発生する消化液等の利用を促進するほか、新たなバイオマス製品の製造・販売の事業化に向けた技術開発や普及等の推進を検討する。

(略)

ウ 農村におけるSDGsの達成に向けた取組の推進

農村では、森林、土壌、水、大気などの豊富な自然環境、それを利用した農業などの経済活動、そして人々の暮らしを支える地域社会という、SDGsの理念を構成する環境・経済・社会の三要素が密接に関連している。このことを踏まえ、再生可能エネルギーの活用や農畜産物等の地産地消等、地域資源を活用した地域経済循環の構築等により、各地域が自立・分散型の社会を形成し、地域資源等を補完し支え合う「地域循環共生圏」の創造に取り組むことができるよう、農村におけるSDGsの達成に向け、地域における人材の発掘、核となるステークホルダーの組織化等の環境整備を促進する。



3 本戦略の目指す姿と取組方向

(1) 本戦略の策定とこれに基づく取組

(略)

- ② 本戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、労力軽減・生産性向上、地域資源の最大活用、脱炭素化（温暖化防止）、化学農薬・化学肥料の提言、生産多様性の保全・再生の点から目指す姿として、
- ・ 2040年までに、革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
 - ・ 2050年までに、革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」（後述）を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
- という2段階の目標を掲げるとともに、従来の施策の延長ではない形で、サプライチェーンの各段階における環境負荷の低減と労働安全性・労働生産性の大幅な向上をイノベーションにより実現していくための道筋を示す。

(略)

(2) 政策手法のグリーン化

- ① 農林水産省の補助事業については、技術開発の状況を踏まえつつ、2040年までにカーボンニュートラルに対応することを目指す。また、園芸施設については2050年までに化石燃料を使用しない施設への完全移行を目指す。

(略)

(5) 本戦略が目指す姿とKPI（重要業績評価指標）

- ⑦ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入を目指す。

4 具体的な取組

(1) 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

① 持続可能な資材やエネルギーの調達

- ・ 営農型太陽光発電、バイオマス・小水力発電等による地産地消型エネルギーマネジメントシステムの構築
- ・ 農山漁村の活性化に資する再エネ事業者等の取組を可視化するためのロゴマークの導入
- ・ 小水力発電、地産地消型バイオガス発電施設等の導入
- ・ バイオ液肥（バイオガス発電の副産物である消化液）の活用による地域資源循環の取組の推進
- ・ 地産地消型エネルギーシステムの構築に向けた必要な規制の見直し

Ⅱ-6 エネルギー基本計画（抜粋）（令和3（2021）年10月22日閣議決定）

5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

(1) 現時点での技術を前提としたそれぞれのエネルギー源の位置付け

①再生可能エネルギー

再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出しない脱炭素エネルギー源であるとともに、国内で生産可能なことからエネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な国産エネルギー源である。S + 3 Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促す。

具体的には、地域と共生する形での適地確保、コスト低減、系統制約の克服、規制の合理化、研究開発などを着実に進めていく。こうした取組を通じて、国民負担の抑制や、電力システム全体での安定供給の確保、地域と共生する形での事業実施を確保しつつ、導入拡大を図っていく。

(略)

(13) 2030年度におけるエネルギー需給の見通し

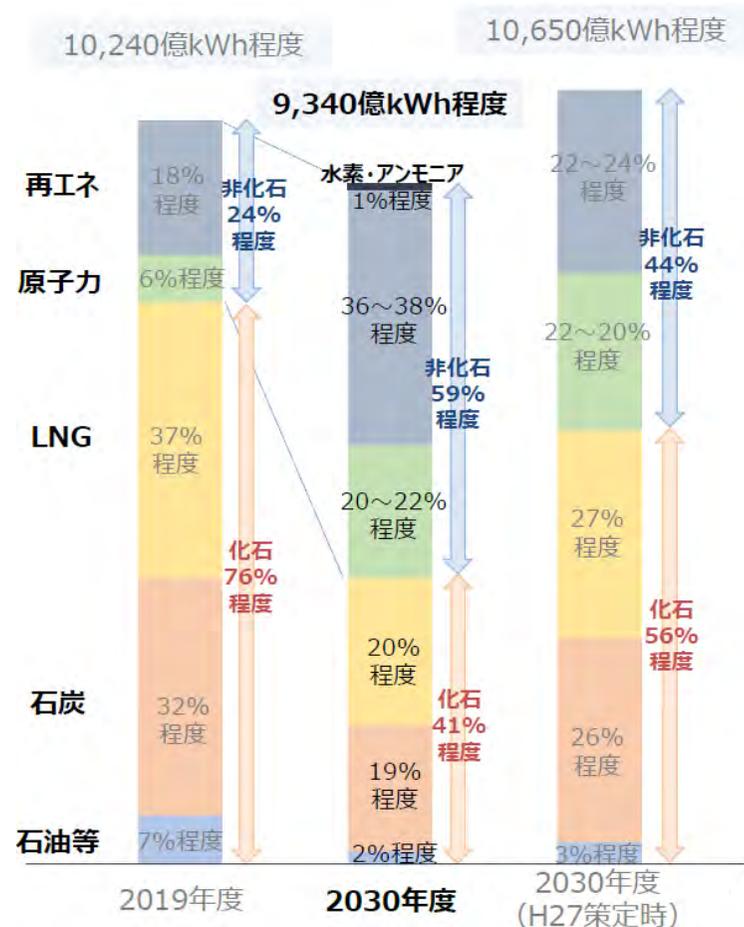
(略)

まず、再生可能エネルギーについては、足下の導入状況や認定状況を踏まえつつ、各省の施策強化による最大限の新規案件形成を見込むことにより、3,130億kWh程度の実現を目指す。その上で、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けては、もう一段の施策強化等に取り組むこととし、その施策強化等の効果が実現した場合の野心的なものとして、合計3,360～3,530億kWh程度の導入、電源構成では36～38%程度を見込む。なお、この水準は、上限やキャップではない。今後、現時点で想定できないような取組が進み、早期にこれらの水準に到達し、再生可能エネルギーの導入量が増える場合には、更なる高みを目指す。その場合には、CO₂排出量やコストなどを踏まえて他の電源がこの水準にとどまらず調整されることとなる。

再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、適地の確保や地域との共生、系統制約の克服、コスト低減などの課題に着実に対応するため、関係省庁が一体となって取り組む。

(略)

○ 2030年のエネルギーミックスにおける電源構成比率



(出典)

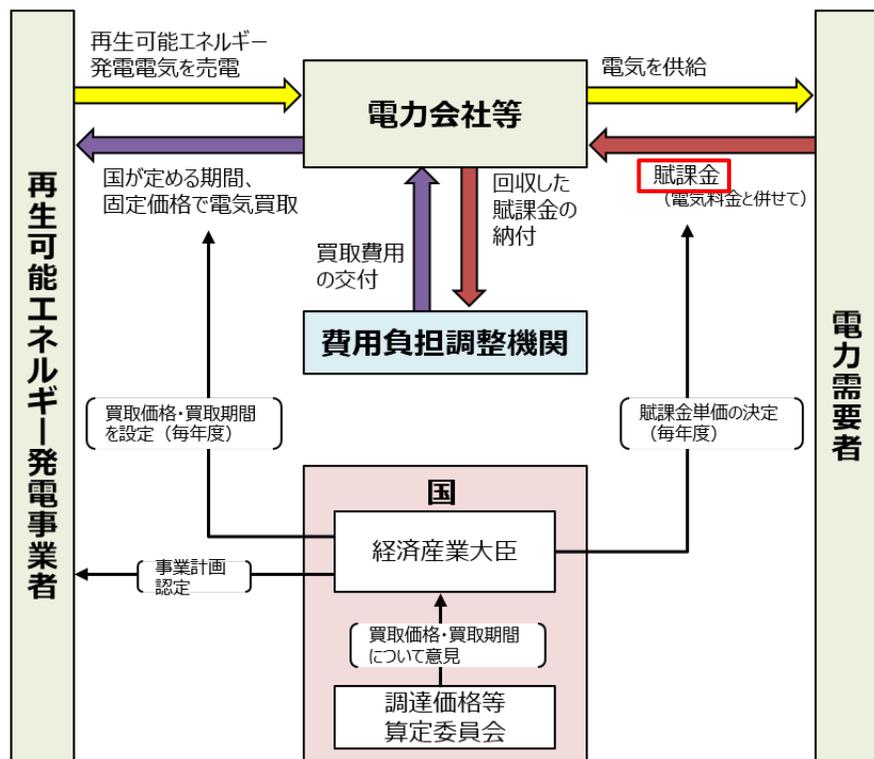
資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し（関連資料）」から抜粋

II-7 固定価格買取制度 (FIT)



○ 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買いとることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部については電気を利用している消費者から「再エネ賦課金」という形で 広く集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。

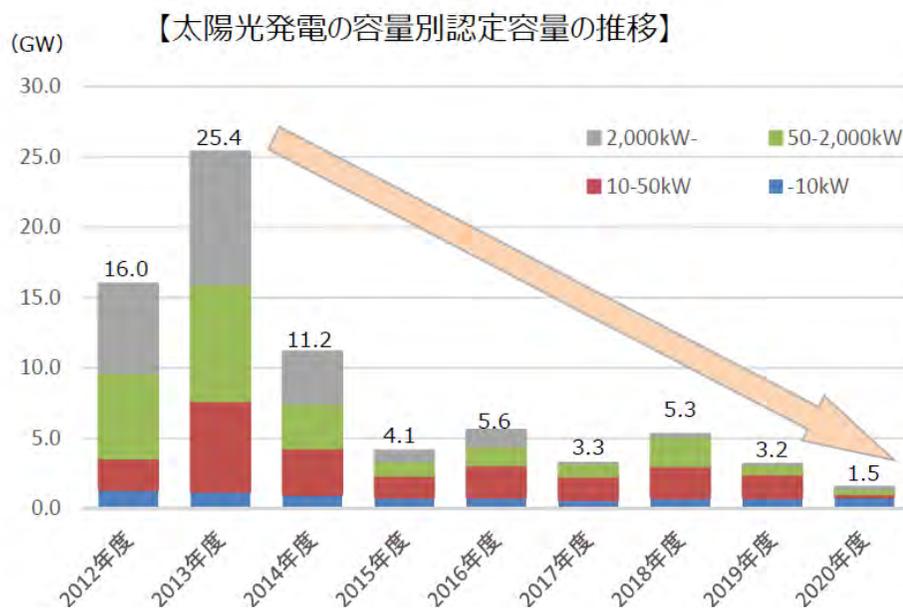
○ FITの基本的な仕組み



電源	調達区分	2021年	2022年	2023年度	2024年度	調達期間
		度	度			
太陽光	250kW以上 (入札制度適用区分)	入札				20年間
	50kW以上250kW未満	11円+税	10円+税	9.5円+税	9.2円+税	
	10kW以上50kW未満	12円+税	11円+税	10円+税		
	50kW以上 (屋根設置)			9.5円+税	12円+税	
	10kW以上50kW未満 (屋根設置)			10円+税	12円+税	
	10kW未満	19円	17円	16円	16円	
バイオマス	メタン発酵ガス (バイオマス由来)	39円+税		35円+税		20年間
	間伐材等由来の木質バイオマス	2000kW以上	32円+税			
	2000kW未満	40円+税				
風力	洋上風力 (着床式)	32円+税	29円+税	入札		20年間
	洋上風力 (浮体式)	36円+税				
水力	5000kW以上30000kW未満	20円+税		16円+税		20年間
	200kW以上1000kW未満	29円+税				
地熱	15000kW以上	26円+税				15年間
	15000kW未満	40円+税				

(参考) 太陽光発電のFIT認定・導入の推移と2020年度の認定状況

- FIT制度導入当初の3年間（2012年7月～2015年6月）は、①利潤配慮期間として高いIRRを設定されていたこと、②土地権原や接続契約等の確認が緩やかであったこと、③2MWを超えるような大規模案件の形成が盛んであったこと等から、10GWを超える認定容量で推移。
- 利潤配慮期間が終了し、事業規律の強化、大規模案件の縮小という流れの中で、認定容量が減少。2020年度の認定容量（速報値）は1.5GW(約150万kW)となっている。
- うち、10kW未満は約0.8GW（約80万kW）、10kW以上は約0.7GW（約70万kW）。10kW未満については、昨年度からほぼ横ばいだが、10kW以上が大きく減少。特に「地域活用要件」を設定した10-50kWの認定容量が、前年度から9割近く減少。



【2019年度と2020年度（速報）の認定容量比較】

	2019年度	2020年度 (対前年度)
10kW未満	0.7	0.8 (+14%)
10-50kW	1.7	0.2 (-88%)
50-2,000kW	0.6	0.4 (-33%)
2,000kW以上	0.1	0.1 (-)
合計	3.2	1.5 (-53%)

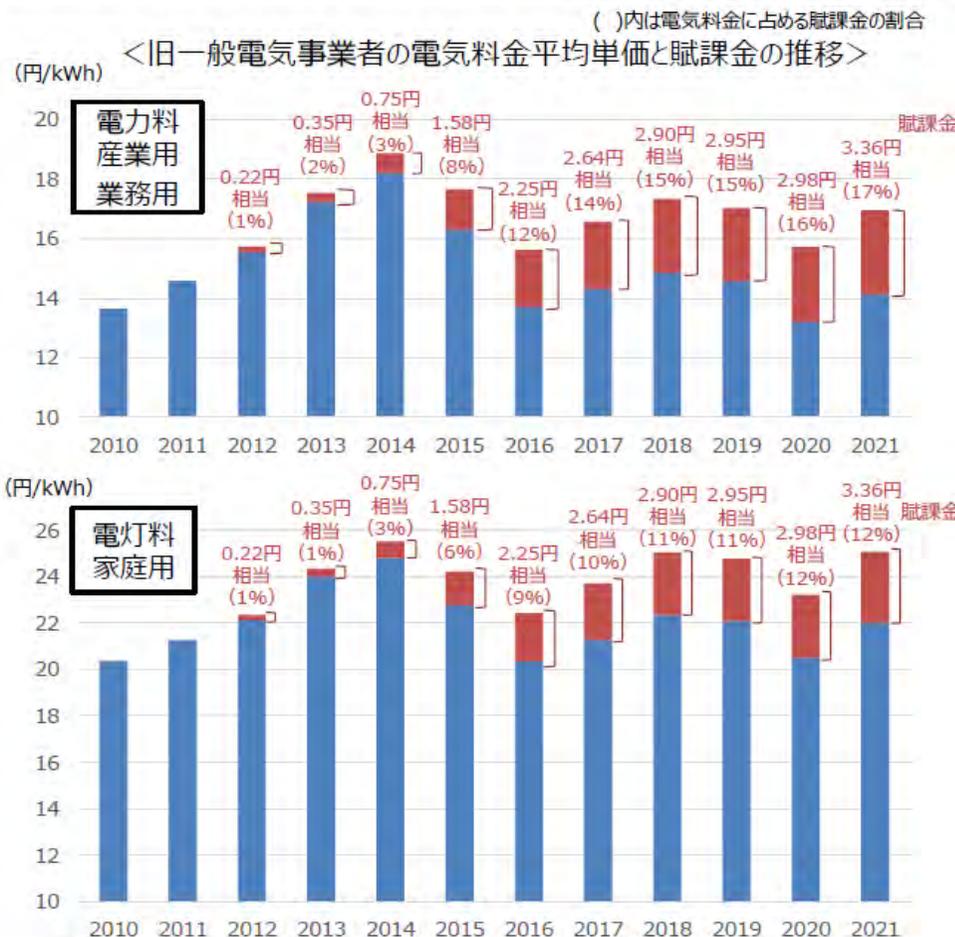
※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある

(参考) 日本の動向：FIT制度に伴う国民負担の状況

- 2022年度（予測）の買取総額は4.2兆円、賦課金（国民負担）総額は2.7兆円となっている。買取総額の内訳を見ると、**2012年度～2014年度に認定された事業用太陽光発電に係る買取費用が大半を占めている。**
- 電気料金に占める賦課金割合は、2021年度実績では、**産業用・業務用17%、家庭用12%。**

＜買取総額の内訳＞				
住宅用太陽光		0.2兆円	5%	
事業用太陽光	2012年度認定	0.8兆円	21%	
	2013年度認定	1.1兆円		59%
	2014年度認定	0.4兆円		
	2015～2021年度認定	0.4兆円	10%	
	(合計)	(2.8兆円)	(69%)	
風力発電		0.2兆円	5%	
地熱発電		0.02兆円	0.4%	
中小水力発電		0.1兆円	3%	
バイオマス発電		0.7兆円	17%	
合計		4.2兆円	—	

※合計額は調整力確保費用等（約0.1兆円）を含む。



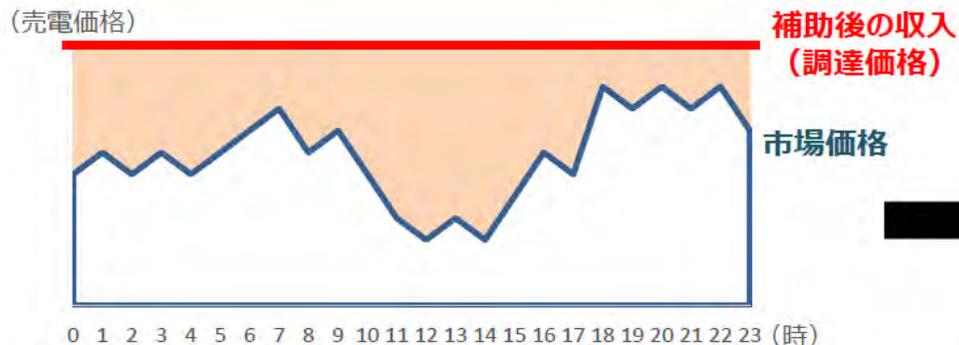
(注) 発電月報、各電力会社決算資料等をもとに資源エネルギー庁作成。
 グラフのデータには消費税を含まないが、併記している賦課金相当額には消費税を含む。
 なお、電力平均単価のグラフではFIT賦課金減免分を機械的に試算・控除の上で賦課金額の幅を図示。

(参考) 市場連動型の導入支援 (FIP制度)

- 大規模太陽光・風力等の競争力ある電源への成長が見込まれるものは、欧州等と同様、電力市場と連動した支援制度へ移行。

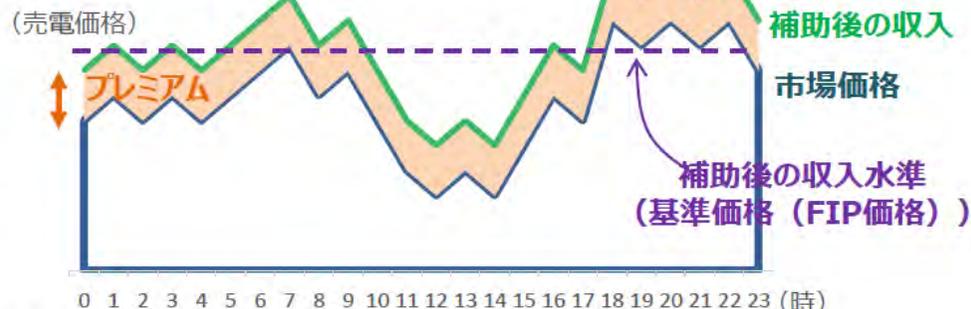
FIT制度

価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ
 → 需要ピーク時 (市場価格が高い) に供給量を増やすインセンティブなし

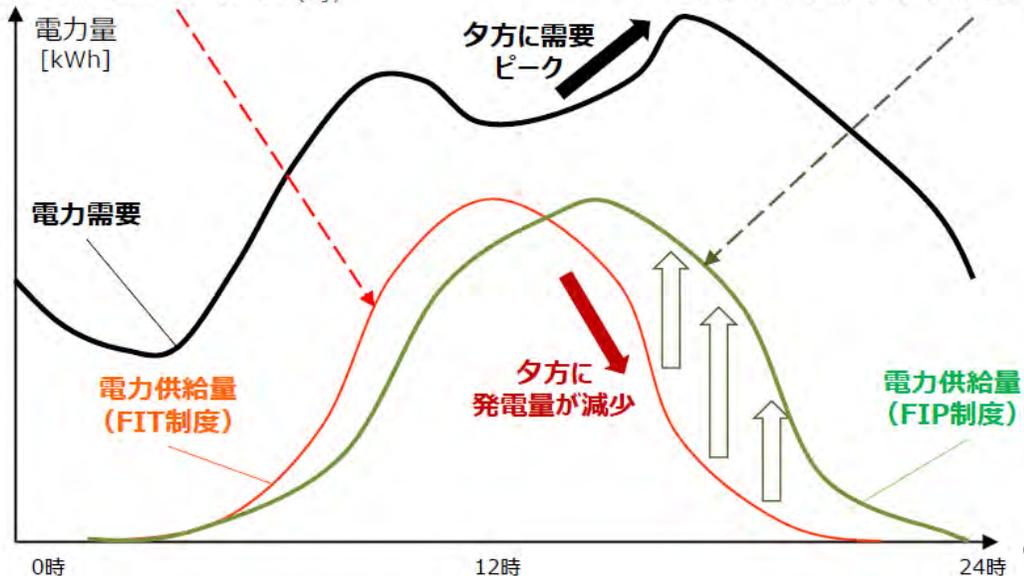


FIP制度

補助額 (プレミアム) が一定で、収入は市場価格に連動
 → 需要ピーク時 (市場価格が高い) に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり
 ※補助額は、市場価格の水準にあわせて一定の頻度で更新



1日の電力需要と太陽光発電の供給量



II-8 環境基本計画（抜粋）（令和6年5月21日閣議決定）



第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

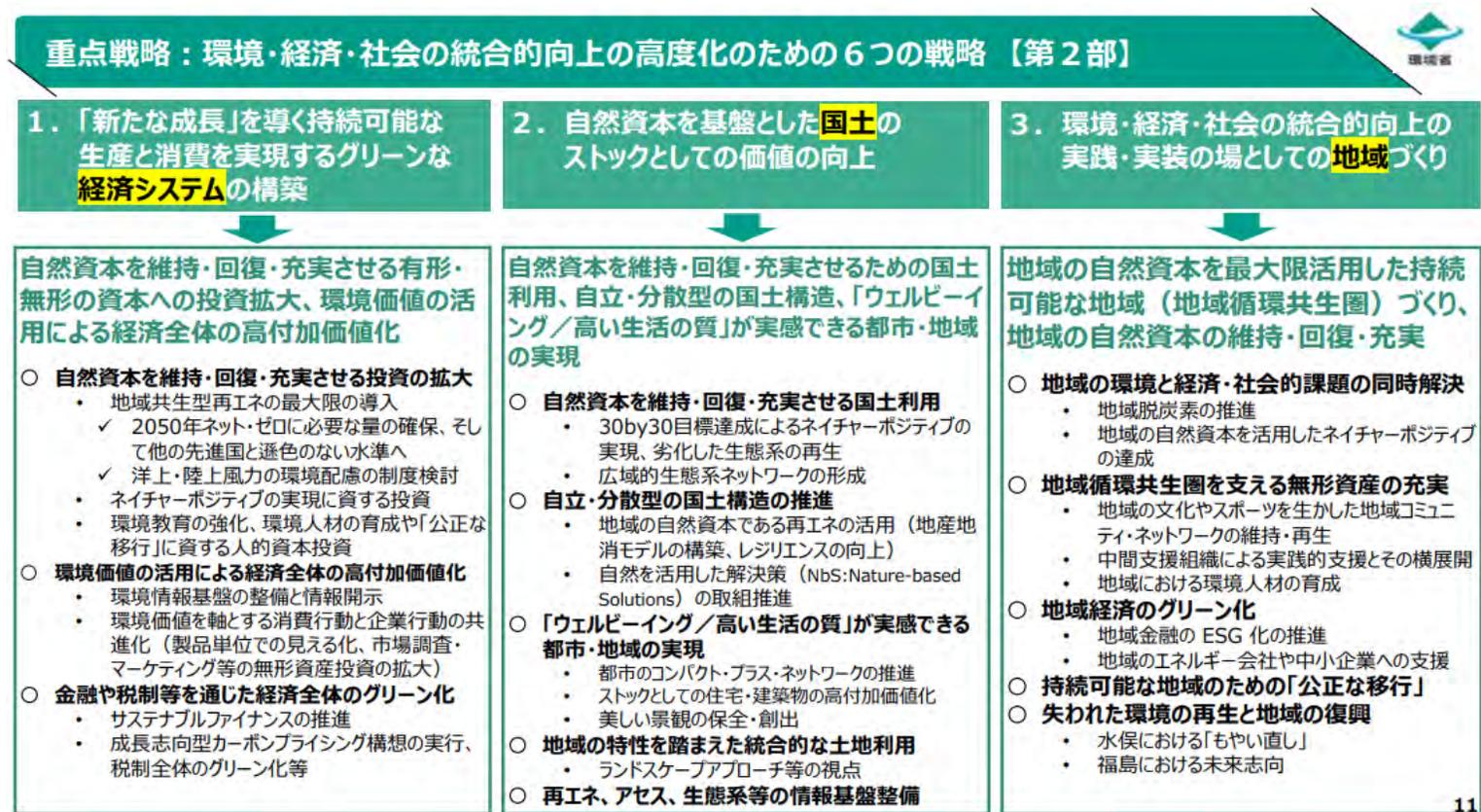
1. 「新たな成長」を導く持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築

（1）自然資本及び自然資本を維持・回復・充実させる有形・無形の資本に対する投資の拡大

（地域共生型の再生可能エネルギーの最大限の導入拡大）

（略）

再生可能エネルギー熱供給設備の導入促進や、地域の需要に応じた熱分野の脱炭素化、地域共生型の地熱発電や浮体式洋上風力発電・潮流発電等の再生可能エネルギー発電導入促進、適正な営農型太陽光発電促進・農林業系バイオマス等の循環利用、地域の再生可能エネルギー等を活用した水素サプライチェーン構築、廃棄物発電の導入促進等を実施する。



Ⅲ-1 令和6年度再エネ関連予算一覧

農林水産省

○ みどりの食料システム戦略推進総合対策（R6当初概算：650百万円/R5補正：2,706百万円の内数）

・ 地域循環型エネルギーシステム構築事業

地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援。

・ 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組及びバイオ燃料等製造に係る栽培実証等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援。

・ 地域資源活用展開支援事業

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、農村地域におけるGXモデル調査の取組、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、セミナー等による情報展開、情報発信ツールの整備等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援します。

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

・ 林業・木材産業循環成長対策（R6当初概算：6,410百万円）

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再生林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援。

環境省

○ 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（R6当初(案)：4,000百万円/R5補正：8,211百万円）

・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農水省・経産省連携事業）

地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する

みどりの食料システム戦略推進総合対策

(R5補正 みどりの食料システム戦略緊急対策事業)

【令和6年度予算概算決定額 650(696)百万円】

【令和5年度補正予算額 2,706百万円】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区を創出するとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI(重要業績評価指標)の達成 [令和12年及び32年まで]

<事業の内容>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

381(400)百万円
(R5補正 2,602百万円)

- 以下の取組について支援します。
- ① 推進体制整備：地方公共団体が農林漁業者等と連携して行う基本計画の点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保、特定区域の形成拡大に向けた体制整備等
 - ② グリーンな栽培体系への転換サポート(拡充)：化学肥料等の生産資材の使用低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
 - ③ 有機農業産地づくり推進(拡充)：有機農業の団地化や給食利用等の地域ぐるみの取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による有機農業の面積拡大の加速化
 - ④ 有機転換推進事業(拡充)：慣行栽培から新たに有機栽培へ転換する取組
 - ⑤ SDGs対応型施設園芸確立：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸産地の育成
 - ⑥ 地域循環型エネルギーシステム構築：地域資源を活用した循環型エネルギーシステムの構築
 - ⑦ 持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策(拡充)：バイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用実証等や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

270(296)百万円
(R5補正 104百万円)

- 以下の取組について支援又は実施します。
- ① みどりの食料システム戦略の理解浸透(拡充)：見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジット等の普及・創出拡大等
 - ② 有機農業推進総合対策事業：有機栽培技術を提供する民間団体の育成、技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
 - ③ 穀物グリーン化転換推進事業：穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組
 - ④ 生分解性マルチ導入促進事業：生分解性マルチ導入促進に向けた製造・流通の課題解決
 - ⑤ グリーンな栽培体系の普及啓発：グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の情報発信
 - ⑥ 地域資源活用展開支援事業(拡充)：農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣
 - ⑦ 「みどりの食料システム戦略」ASEAN地域実装加速化対策(新規)：「日ASEANみどり協カプラン」の協力案件の形成に向けた調査等

※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。

※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。

<事業イメージ>



【みどりの食料システム戦略推進交付金】

- ① 地域の基本計画の実行や人材育成
- ② モデル地区の創出

【行動変容に向けた環境づくり】

- ・食料システムの関係者への環境負荷低減意識の普及・浸透
- ・環境負荷低減の取組の「見える化」、J-クレジット等の普及・創出拡大
- ・グリーンな栽培体系の普及に向けた情報発信等

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための**営農型太陽光発電のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組**を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和32年まで〕

＜事業の内容＞

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

- 地域循環型エネルギーシステムの構築に向け、
- ① 営農型太陽光発電設備下においても**収益性を確保可能な作物や栽培体系、地域で最も効果的な設備の設計（遮光率や強度等）**や**設置場所の検討**を支援します。
 - ② 検討の結果、最適化された**営農型太陽光発電設備の導入実証**を支援します。

2. 未利用資源のエネルギー利用促進への対策調査支援

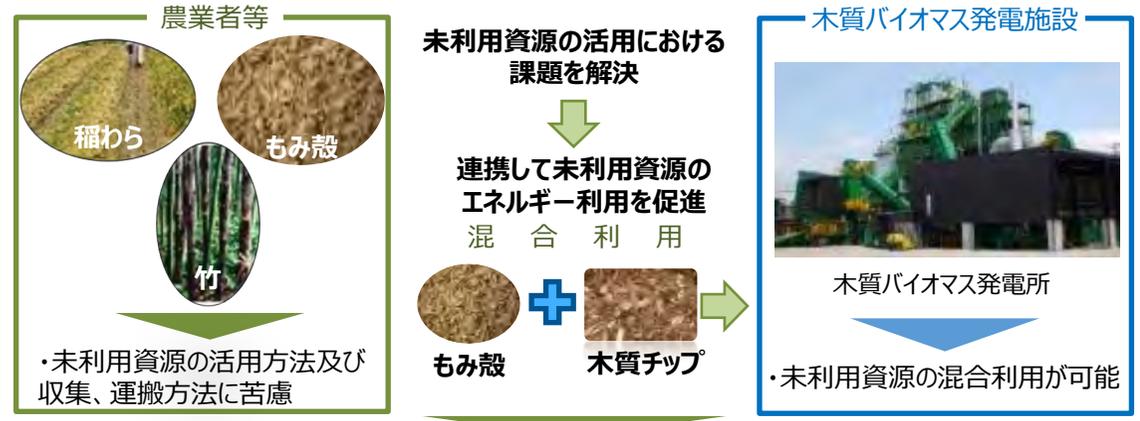
- 木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、
- ・ 既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査
 - ・ 前処理工程に関する調査
 - ・ 収集・運搬方法に関する事例収集、分析
 - ・ 炉への影響に関する検証
 - ・ 混合利用による効果の検証

等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します

- ・ みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・ 事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合

＜事業イメージ＞



未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進

＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組及びバイオ燃料等製造に係る栽培実証等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥等の生産や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化のための施設整備等の取組を支援します。

＜政策目標＞

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年まで]

＜事業の内容＞

1. バイオマスの地産地消

① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、効果促進対策等を支援します。

② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

③ バイオ液肥の利用促進

ア 散布機材や実証ほ場を用意し、メタン発酵バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。
 イ 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
 ウ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。

④ バイオ燃料等製造に係る資源作物の実証

国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討や栽培実証等を支援します。

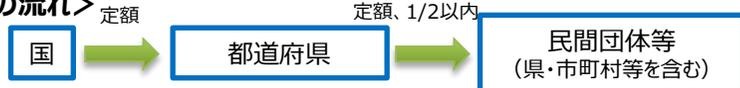
2. 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、良質な堆肥やバイオ炭等の生産に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等を支援します。また、環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等や製品流通のための調査等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

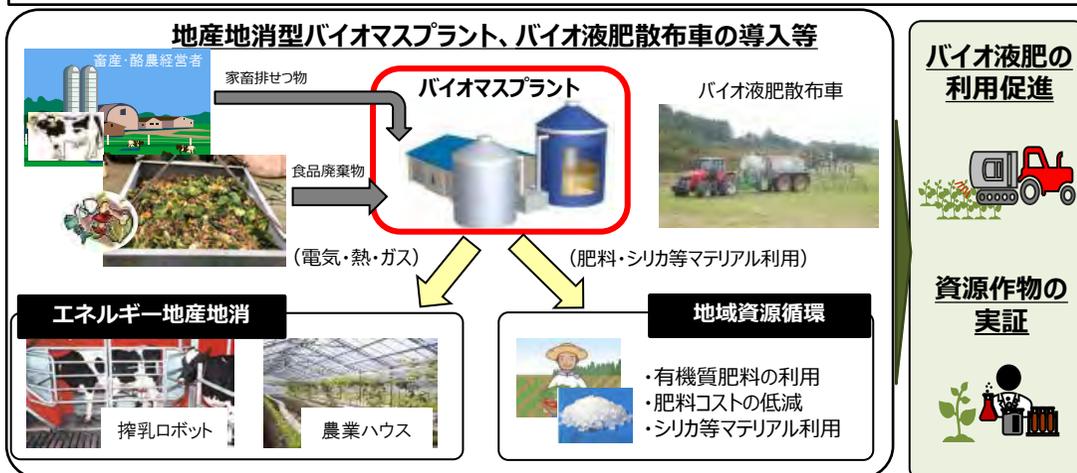
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員等（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

事業化の推進（調査・設計）（交付率1/2以内）



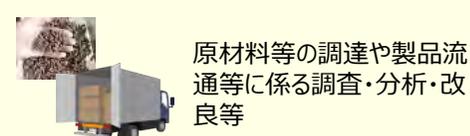
環境負荷低減の取組を支える基盤強化

- ① 環境負荷低減に資する資材の生産・販売、② 環境負荷を低減して生産された農林水産物（有機農産物等）の流通の合理化に必要な機械・施設整備等の取組を支援

＜導入対象となる機械・設備・施設等のイメージ＞



＜支援対象となる調査・分析等の取組のイメージ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

（2の事業）大臣官房みどりの食料システム戦略グループ（03-6744-7186） 43

＜対策のポイント＞

地域資源を活用した**再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、農村地域におけるGXモデル調査の取組、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、セミナー等による情報展開、情報発信ツールの整備等**農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入 [令和32年まで]

＜事業の内容＞

1. 専門家によるワンストップ対応型および普及支援型

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、**農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け**、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援します。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援します。

2. バイオマス活用展開調査型

バイオマスのフル活用に向けて、把握できていないバイオマスについて**賦存量や利用量・用途の検証、バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等**の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及型

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等における**バイオマス利活用構想の先進事例の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等**の取組を支援します。

4. 農村地域におけるGX実現モデル調査型

次世代型太陽電池（ペロブスカイト）による営農型太陽光発電や、国産SAFの原料となる資源作物など、**農村地域におけるGX実現に向けた調査等**の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 専門家によるワンストップ対応型および支援普及型



2. バイオマス活用展開調査型



3. 先進事例の情報普及型



4. 農村地域におけるGX実現に向けたモデル調査型



林業・木材産業循環成長対策

<対策のポイント>

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再生林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再生林低コスト化促進対策

再生林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再生林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

2,000百万円

燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

<事業の流れ>

定額 (1/2、1/3以内等) 等

定額 (1/2、1/3以内等) 等



※ 国有林においては、直轄で実施

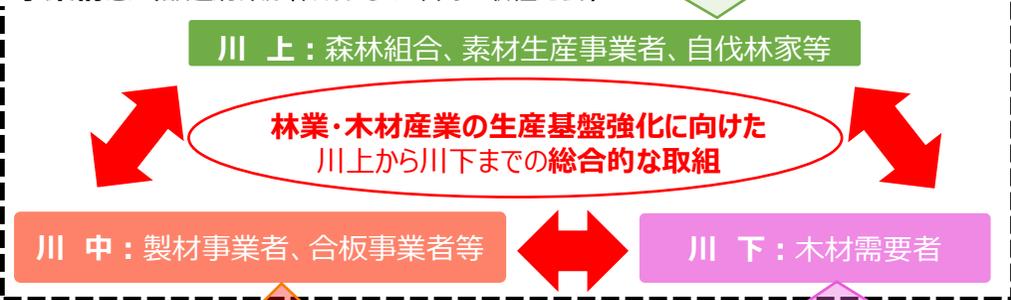
林業・木材産業生産基盤強化対策

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、間伐材生産、森林整備地域活動支援対策、林業の多様な担い手の育成、山村地域の防災・減災対策、森林資源保全対策 (ナラ枯れ被害対策支援を強化)

再生林低コスト化促進対策

低コスト再生林対策、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、優良種苗生産推進対策

事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)



林業・木材産業生産基盤強化対策

木材加工流通施設等の整備

(地域材利用量の増加に係る費用対効果を高めつつ、乾燥能力や原木、製品のストック機能の支援を強化)

林業・木材産業生産基盤強化対策

木質バイオマス利用促進施設の整備 (枝葉や短尺材の利用など木質バイオマスの安定供給に係る取組への支援を強化)、特用林産振興施設等の整備 (廃菌床の再利用等の取組や新規参入者への支援を強化)、木造公共建築物等の整備

(2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業

(一部農林水産省・経済産業省連携事業)

【令和6年度予算(案) 4,000 (4,260) 百万円の内数】
【令和5年度補正予算額 8,211百万円の内数】



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- 建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業 (補助率1/3)**
駐車場を活用した太陽光発電 (ソーラーカーポート) について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- 地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業 (補助率1/2)**
宮農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件 (※) を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業 (補助率3/5、1/2)**
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。
- オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業 (補助率1/2)**
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。※令和6年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

3. 事業スキーム

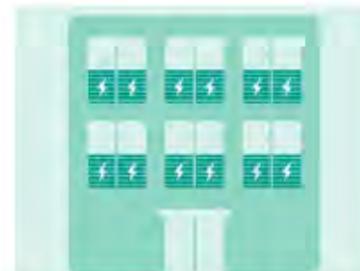
- 事業形態 ①～④：間接補助事業 (補助率1/3、1/2、3/5)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間

① 令和3年度～令和7年度	② 令和4年度～令和7年度
③ 令和6年度～令和7年度	④ 令和4年度～令和6年度

4. 事業イメージ



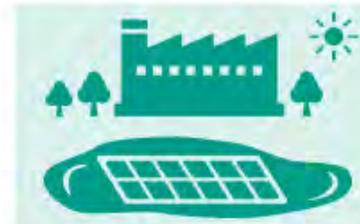
駐車場太陽光 (ソーラーカーポート)



建材一体型太陽光発電



宮農型太陽光 (ソーラーシェアリング)



ため池太陽光

※①②コスト要件

本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

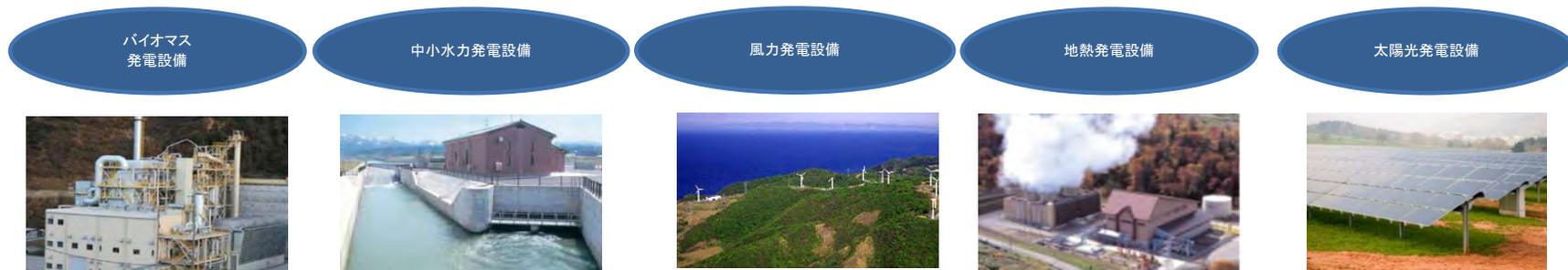
Ⅲ-2 再エネ関連税制一覧（令和6年度）



【適用期間：2年間（令和7年度（2025年度）末まで）】

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置《固定資産税》。
- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の軽減により、設備の導入初期における経済的負担を軽減。

◆対象は以下の再生可能エネルギー発電設備



太陽光発電設備以外は、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
太陽光発電設備は、地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る。

【特例の内容】

再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、**課税標準を、以下の割合に軽減。**

発電設備	出力規模	課税標準（※）	発電設備	出力規模	課税標準（※）
バイオマス 発電設備	10,000kW 以上 20,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6) ただし、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って 生じるバイオマス固体燃料の区分は 6/7 （11/14~ 13/14）	風力 発電設備	20kW 以上	2/3 (1/2~5/6)
	10,000kW 未満	1/2 (1/3~2/3)		20kW 未満	3/4 (7/12~11/12)
中小水力 発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12~11/12)	地熱 発電設備	1,000kW 以上	1/2 (1/3~2/3)
				1,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6)
	5,000kW未満	1/2 (1/3~2/3)	太陽光 発電設備	1,000kW 以上	3/4 (7/12~11/12)
				1,000kW 未満	2/3 (1/2~5/6)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）。

Ⅲ-3 令和6年度再エネ関連融資一覧①



	日本政策金融公庫 中小企業事業	日本政策金融公庫 国民生活事業
貸付対象	中小企業向け	国民一般向け (個人事業主など)
資金使途	非化石エネルギー設備を導入するための費用	
対象設備	再生可能エネルギー発電設備：太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再生可能エネルギー熱利用設備：太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備：バイオマスエネルギー	
貸付期間	20年以内	
貸付限度	7億2,000万円以内 (特利限度額4億円以内)	7,200万円以内
貸付利率	基準利率：太陽光 特別利率①(基準利率-0.4%)：太陽光(10kW以上の自家消費型)、太陽熱、地中熱 特別利率②(貸付期間により異なる)：上記以外の設備	
利率の一例(※)	貸付期間5年以内 基準利率： 1.35%	基準利率： 1.20~3.00% (担保を提供する場合)
特徴	・中小企業の長期資金向け。	・小口、短期の資金向け。 ・借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話番号：0120-154-505 ※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫(098-941-1795)	

※ 適用される金利は、返済期間、担保の有無、保証人の有無等によって異なる。

※ 貸付利率は、令和6年10月1日時点のもの。

Ⅲ-3 令和6年度再エネ関連融資一覧②



	スーパーL資金 (日本公庫農林水産事業)	経営体育成強化資金 (日本公庫農林水産事業)	農業改良資金 (日本公庫農林水産事業)	畜産経営環境調和推進資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	認定農業者向け	主業農業者等	農商工連携法や六次産業化法等により計画の認定を受けた農業者等向け	処理高度化施設整備計画又は、共同利用施設整備計画に基づき、畜産業を営む個人・法人、農業協同組合等向け
資金用途	・農業経営の改善を図るために必要な資金		・新たな生産・販売方式の導入等に 必要な資金	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設等の整備に必要な資金
貸付期間	・25年以内	・25年以内	・12年以内	・20年以内
貸付限度額	・個人 3億円 (複数部門経営等は6億円) ・法人10億円 (民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円まで)	・個人 1億5千万円以内 ・法人・団体 5億円以内 (事業費の80%以内)	・個人 5千万円以内 ・法人 1億5千万円以内	・対象事業による。
貸付利率	・0.65～1.30% ※	・1.30% ※	・無利子	・1.30% ※
利率の例	・貸付期間10年の場合 0.65% ・貸付期間20年の場合 1.30%	—	—	—
特徴	・認定農業者向けの長期資金。	・主業農業者等向けの長期資金。	・農業改良措置の内容について都道府県知事の認定を受ける必要。 ・農商工連携法や六次産業化法等に基づき認定された計画の実施を支援する中小企業者も利用可能。	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設の整備向け。

※ 貸付利率は、令和6年9月19日時点のもの。

Ⅲ-3 令和6年度再エネ関連融資一覧③



	農林漁業施設資金 (日本公庫農林水産事業)	中山間地域活性化資金 (日本公庫農林水産事業)	漁業経営改善支援資金 (日本公庫農林水産事業)	水産加工資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	土地改良区、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等向け	中山間地域の農林水産物を使用して製造・加工する事業者、当該産物その加工品を販売する中小企業者向け	漁業を営む個人・法人、漁業協同組合等向け	水産加工業を営む個人・法人、水産業協同組合等向け
資金使途	・農林水産物の生産・販売等を行うための共同利用施設の整備等に必要な資金	・新商品、新技術の研究開発又は利用等のための製造施設の整備等に必要な資金	・漁業経営の改善を図るために必要な資金	・水産加工事業者の事業基盤の強化を促進するため等に必要な資金
貸付期間	・20年以内	・10年超15年以内	・15年以内	・25年以内
貸付限度	・事業費の80%以内	・事業費の80%以内	・資金使途や漁業者の経営規模による。	・事業費の80%以内
貸付利率	・1.30% ※	・1.15～1.40% ※	・1.30～1.45% ※	・1.15～1.60% ※
利率の例	—	貸付期間15年の場合 1.15% (2.7億円までの加工流通施設の整備の場合)	漁業用施設の整備の場合 1.30%	貸付期間15年の場合 1.15% (小型魚・輸入依存魚種転換1.2億円までの加工施設の整備の場合)
特徴	・農林水産物の生産・販売やバイオマスの利活用のための共同利用施設の整備向け。	・中山間地域内の農林漁業者と安定的な取引契約を締結する必要。 ・地域内から調達する農林水産物等が5年間で概ね2割以上増加する必要。	・認定を受けた改善計画に従って行う事業向け。	・水産加工品の製造等を共同で行うための施設等の整備向け。

※ 貸付利率は、令和6年9月19日時点のもの。

IV-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用事例①



山林未利用材を活用した木質バイオマス発電による林業振興

概要

自治体	大分県日田市
事業実施主体	(株) グリーン発電大分
発電設備	木質バイオマス発電
発電出力	5,700kW
設備整備区域面積	27ha
設備整備計画	平成28年7月認定
運転開始時期	平成25年11月



発電施設の外観

特徴

- 既存の発電設備への本法の設備整備計画の認定により出力制御の優遇措置を受け、安定稼働を図る。
- 協議会での議論をヒントに、排余熱の農業利用に追加的に着手し、イチゴの出荷を開始。
- 未利用材を一定の価格で買い取ること、排余熱供給等による木質バイオマス発電を農林業と地域の活性化につなげる。
- 基本計画の作成についてマスコミ等を活用して情報発信することにより、日田市の取組を対外的にPR
- 作成した基本計画をはじめとする本法の活用に関する全ての情報を市のホームページに掲載することによる市民の関心を高めている。



燃料となる
山林未利用材



燃料チップ



ビニールハウス内の様子

IV-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用事例②



地元農業者が主導する団体新設によって地域のニーズに応じた農林漁業の活性化を目指す

概要

自治体	鳥取県岩美町
事業実施主体	(株)メデア
発電設備	太陽光発電
発電出力	1,500kW
設備整備区域面積	2.2ha
設備整備計画	平成28年7月認定
運転開始時期	平成29年9月



発電施設の外観

特徴

- 売電収入を活用して、地元の農業者が主体的に農林漁業の発展に資する取組を行えるよう、地元の農業生産法人等で構成される「岩美町大谷クリーンエネルギーを創出する会」を設立。地域の実情やニーズに応じた内容の取組を行うことが可能になった。
- 自動車専用道路IC付近の景観上よくない荒廃農地の有効活用を図った。
- 農林漁業の発展に資する取組として、農業用水路・農道等の維持管理や、大谷地区のブランド米の品質向上及びPR等を予定。
- 岩美町には山陰海岸ジオパークに指定されている海岸があるため、特に景観等が損なわれないよう配慮。

IV-1 農山漁村再生可能エネルギー法の活用事例③



風力発電の売電益による地域活性化



高原に設置された風車
(柳山風車公園)

概要

自治体	鹿児島県薩摩川内市
事業実施主体	株式会社柳山ウインドファーム <small>やなぎやま</small>
発電設備	風力発電
発電出力	27,600kW (2,300kW×12基)
発電電力量	約4,800万kWh/年
建設費	約72億9,000万円
設備整備計画	平成27年3月認定
運転開始時期	平成26年10月

特徴

- 薩摩川内市では、平成25年3月に次世代エネルギービジョンを策定し、次世代エネルギーを活用したまちづくりを推進。一方、担い手不足や所得の低下等、農業環境は厳しい状況が続いており、再エネの普及と農林漁業の活性化を両立するため、農山漁村再エネ法に基づく基本計画を平成27年3月に作成。
- 発電した電気は全量売電。売電収入の一部は、地元地区コミュニティ協議会へ寄付(年間120万円)するほか、地元の農林水産物等を販売する「柳山アグリランド」へ運営資金(年間150万円)を拠出するとともに、運営自体のサポートを行う等、地域の活性化に貢献。
- 柳山アグリランドは、地元住民の憩いの場となる喫茶店があり、農林水産物も販売される。また、地域のイベント拠点も兼ねており、地域内外から毎年多くの来客がある。例年10月の「コスモス祭」では普段は解放されていない林道でのウォーキングを開催し、県内外からの来場者が12基の風車を巡り柳山の秋を楽しんでいる。



柳山アグリランド内の喫茶兼地産物販売所
「風の丘やなぎやま」内観

IV-2 営農型太陽光発電の事例



地域の荒廃農地の解消と地域農業の継続を目指す



発電設備の外観



生育中の大豆



Three little birdsに参画する農家

概要

自治体	千葉県 <small>そうさ</small> 匝瑳市
事業実施主体	千葉エコ・エネルギー（株）
発電設備	営農型太陽光発電
発電出力	49.5kW
発電電力量	6万6千kWh/年
発電設備下部の農地	13a（大豆を栽培）
建設費	約1,600万円
運転開始時期	平成28年4月

特徴

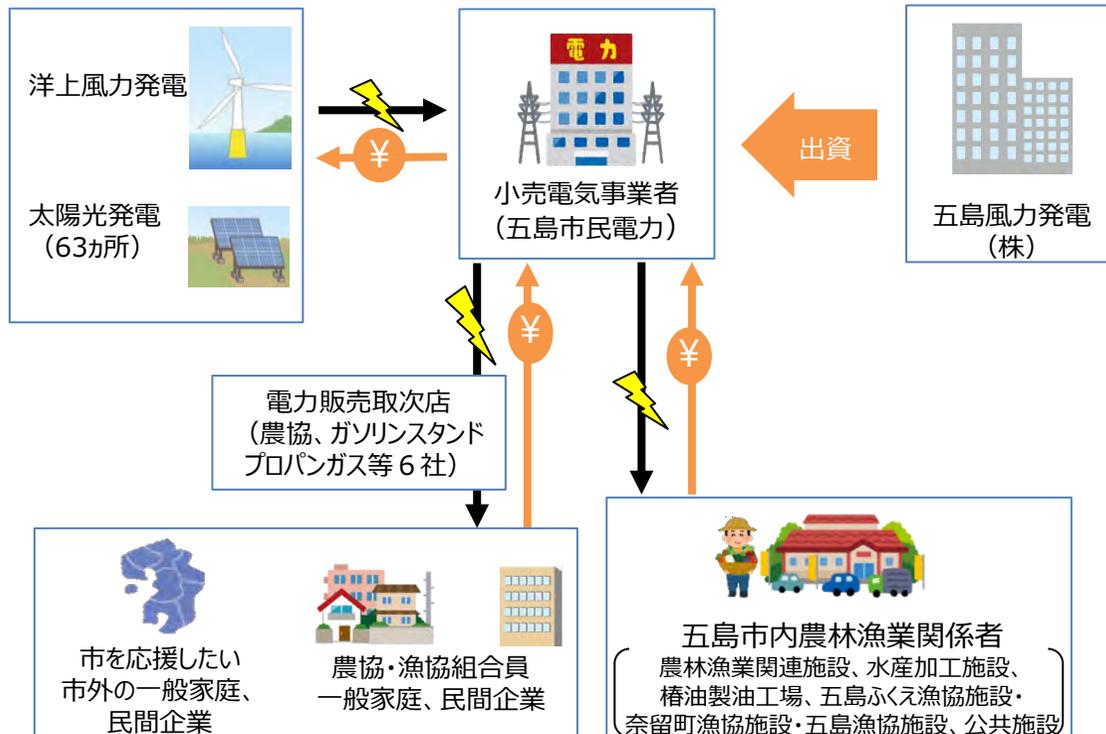
- 発電事業については、千葉エコ・エネルギー(株)が実施。設備下での営農については農地所有適格法人Three little birds（スリーリトルバーズ）合同会社が実施。
- 約13aの農地で大豆を有機栽培。収量については地域の反収と同等を確保する。今後は麦の栽培も予定。
- 同法人には代表の地元若手農家（2名）に加え、ベテラン農家（2名）、新規就農者（1名）が参画し、発電事業期間となる20年の継続的な農業経営を確保。
- 千葉エコ・エネルギー(株)は政策金融公庫による融資で資金調達。売電収入約200万円のうち、8万円を地域への還元としてThree little birdsに支払う。
- 今後は栽培した大豆や麦を活用して味噌やクラフトビールなどの加工品づくりにも取り組む考え。

IV-3 地産地消の事例

「五島市再生可能エネルギー推進協議会」（長崎県五島市）

- 市内の商工会関係者が中心となり地元に戻元できる取組みの実現を目指し、令和元年7月から小売電気事業を開始。
- 地元の農協等が取次店として電力販売に参画し、九州電力より安価な電力を販売することにより、約1,500件の顧客（農協・漁協施設等）を獲得し、電力を供給している。今後も、顧客の増加に期待。
- 地域活性化策として、九州電力より安価で農家や市内外の一般家庭等に電力を販売し、**収益の一部を活用し耕作放棄地となっている椿園の再生、維持管理を実施。新たに水田の耕作放棄地再生に向けた活動を開始している。**また、市を応援したい市内外の一般家庭へ農林水産品を返礼品として提供（4契約）。
- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画は、平成31年3月に策定。

【取組のイメージ図】



地域の小売電気事業者（五島市民電力(株)）

- ・ 設立：平成30年5月
- ・ 供給開始：令和元年7月
- ・ 出資者：JAごとう、五島漁協、五島ふくえ漁協、奈留漁協、五島風力発電（株）、個人等 54社

主な地産電源の概要

- ・ 洋上風力発電（1,990kW：令和元年8月～）
- ・ 太陽光発電（63カ所：4,280kW：令和元年8月～）

主な農林漁業関連施設等への電力供給

- ・ 農林漁業関連施設・農協・漁協組合員約230カ所、水産加工施設、椿油製油工場

今後の課題

- ・ 需要家への負担を少しでも下げられる取組みの促進

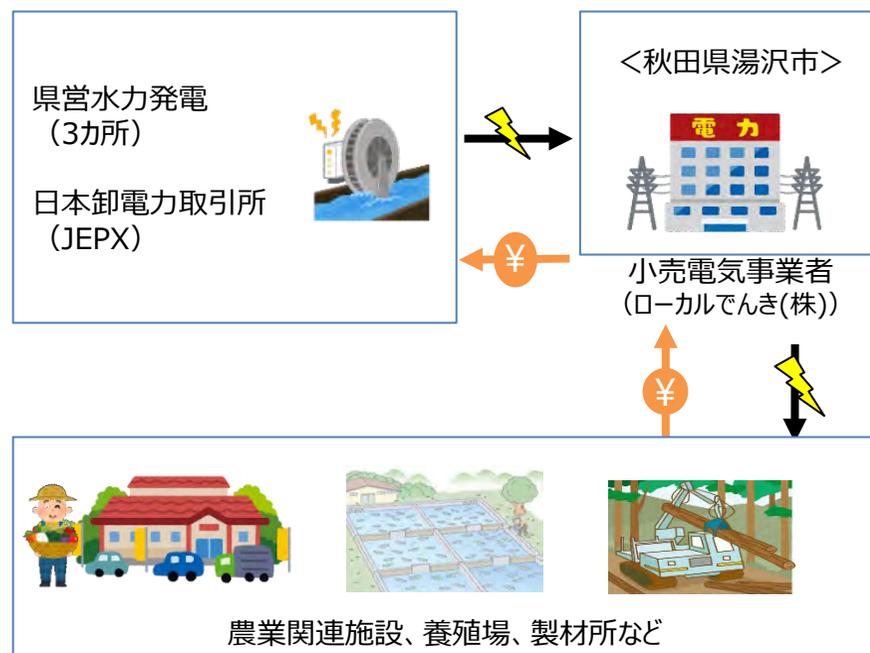
IV-3 地産地消の事例

「湯沢市再生可能エネルギー地産地消推進協議会」(秋田県湯沢市)



- 湯沢市は日本有数の地熱発電のポテンシャルを有する地域。電気の地産地消の担い手として、地元民間資本100%の小売電気事業者「ローカルでんき(株)」を設立し、平成29年4月から小売電気事業を開始。
- 同社はこれまで、日本卸電力取引所(JEPX)及び東北電力から購入した電気を**地域の農業、水産、林野の関連施設に供給**していたが、令和2年1月に同社は**秋田県営の水力発電所と日本卸電力取引所の電力を市場価格で購入する協定を交わし**、同年4月から**CO2フリーの電力として農業関連施設等へ安価に供給**している。**CO2フリーの秋田県産の農産物や加工食品等として付加価値を高め、販売の促進に繋げる予定**。
- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画は、今後策定予定。

【取組のイメージ図】



地域の小売電気事業者 (ローカルでんき(株))

- ・ 設立：平成28年11月
- ・ 供給開始：平成29年4月
- ・ 株主：秋田銀行、北都銀行 他5社

主な地産電源の概要

- ・ 水力発電 (7,500kW/450kW : 令和2年4月～)

主な農林漁業関連施設等への電力供給

- ・ 農業関連施設約、養殖場、製材所等 (69カ所)

今後の課題

- ・ 今後の脱炭素化と再エネの地産地消に向けた長期的な取組が必要

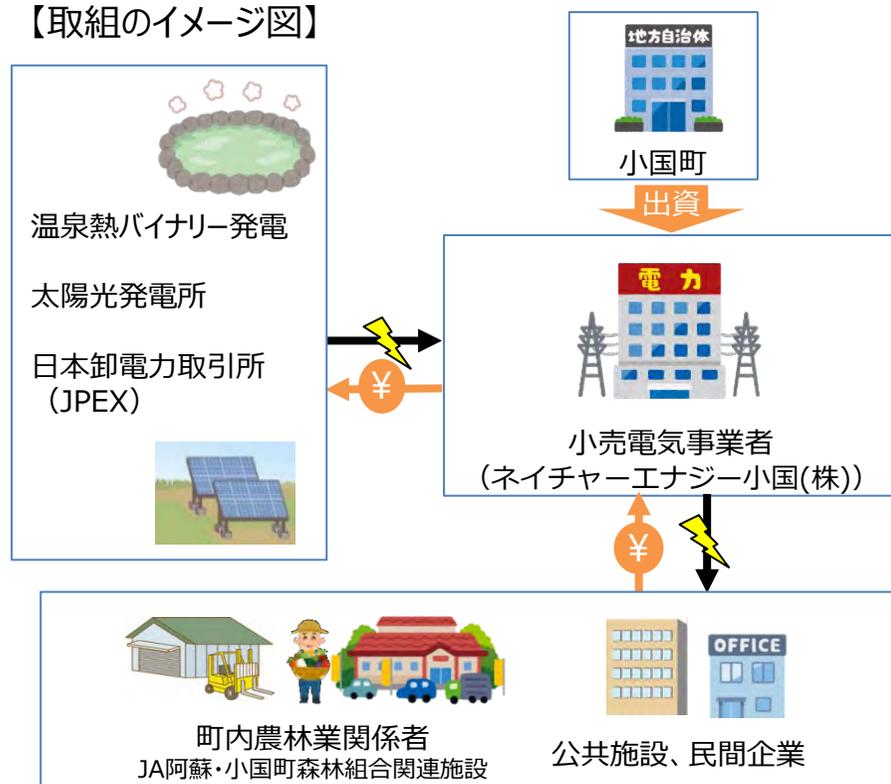
※農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 (平成28年度～30年度) において支援 <令和5年4月末時点の情報を掲載>

IV-3 地産地消の事例

「地域の恵みを活かした小国町農林コミュニティ協議会」（熊本県小国町）

- 小国町は、環境モデル都市（平成26年3月内閣府採択）の活動方針において、地域循環資源を有効活用したエネルギーの地産地消の取組を目指すため、**ネイチャーエナジー小国(株)**を設立し、平成29年に小売電気事業を開始。
- その後、平成30年に地域循環資源である**地熱と森林等を活かしたまちづくり**をテーマとした取組提案により、**SDGs 未来都市**に選定。
- 供給開始当初から黒字化を達成し、毎年度事業収益の一部を町への**蓄電池や電気自動車の寄贈、福祉施設へのバイオマスボイラー導入支援等**に活用するなど、地域の活性化に寄与。**現在、地熱を利用した農林業分野でのエネルギー活用を検討中。**
- 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画は、平成31年3月に策定。

【取組のイメージ図】



地域の小売電気事業者（ネイチャーエナジー小国(株)）

- ・ 設立：平成28年8月
- ・ 供給開始：平成29年1月
- ・ 出資者：小国町（37.8%）、パシフィックパワー(株)（37.2%）、肥後銀行・熊本銀行・小国町森林組合・阿蘇農業協同組合・わいた温泉組合（各5.0%）

主な地産電源の概要

- ・ 太陽光発電（49.5kW：平成30年6月～）
- ・ 温泉熱バイナリー発電（48kW：平成29年6月～）
- ・ 温泉熱バイナリー発電（49kW：契約手続き中）

主な農林漁業関連施設等への電力供給

- ・ 森林組合、農協関連施設（店舗、配送センター等）

今後の課題

- ・ 再エネ発電の調達拡大に向け、地熱発電事業との連携検討、SDGs 未来都市計画との連携

本資料についてのお問合せ先

北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課 ☎ 011-330-8536
(北海道を担当)

東北農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 022-221-6193
(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)

関東農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 048-740-5324
(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)

北陸農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 076-232-4131
(新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)

東海農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 052-746-1313
(岐阜県・愛知県・三重県を担当)

近畿農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 075-414-9722
(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)

中国四国農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 086-230-4249
(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)

九州農政局 生産部 環境・技術課 ☎ 096-300-6022
(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)

内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 ☎ 098-866-1673
(沖縄県を担当)

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 ☎ 03-6744-1508
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/index.html>

